

計画書 1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

（１）指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

私たち公益財団法人神奈川県公園協会（以下、「当協会」という）は、設立以来 40 年以上にわたり「みどり・環境の保全創造に関する普及啓発」、「県民の健康・福祉の増進」、「地域社会の健全な発展」に寄与することを目的に、県立都市公園等の管理運営を通して公益性の高い事業を実施してきました。

県の指定管理者制度導入以降は、県立都市公園やビジターセンターの指定管理者として、民間企業や団体と切磋琢磨し、また、連携も図りながら、指定管理者制度の目的である「利用者サービスの向上」、「効率的・効果的な管理運営」に努めており、県のモニタリングにおいても多くの施設で高い評価をいただいております。

私たちは、県立七沢森林公園の管理運営を通じて、地域、企業、大学など市民社会との様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産である公園の施設、みどり・生物などの自然環境、伝統文化等をしっかり次世代に引継いでいきたいと考えています。

そのために、これまで培ってきた地域や団体等との連携や管理実績を活かしつつ、少子高齢化の進展、感染症対策を含む安全・防災面のニーズの高まり、インバウンド等観光振興、交通ネットワークの整備進展など、社会環境の変化に的確に対応していきます。

また、「パートナーシップの重要性」や「誰一人取り残さない」などの SDGs の理念は、公園の管理運営と親和性が高いと考えられることからコミットを強めていきます。さらに、「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策を念頭に置き、以下に示す「運営方針、考え方」に基づき適切に管理運営を行うことで、当公園の持つポテンシャルを最大限引き出し、公園の社会インフラとしての価値を高め、利用者満足度の向上を図るとともに、公園を含む地域の持続可能な発展に貢献していきます。

安全で快適な利用空間の平等な提供

県立都市公園は神奈川県の貴重な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

より高い公益性の発揮

これまでの経験を活用するとともに、社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

効率的・効果的かつ持続可能な管理運営

常にコスト意識を持ち効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を貴重な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営を目指します。



森のかけはし



七沢森林公園内の森林



バーベキュー場

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園固有の価値・特性

広大な里山の樹林地

本公園は、国定公園に指定されている丹沢山塊の東端部から連なる丘陵地に立地しています。古くから薪炭林として使われてきた里山の樹林地を保全、活用して整備されており、自然環境が豊かでキンランやフクロウなどが見られる約65haにも及ぶ広大な公園です。



本公園の遠景

自然を活かしたレクリエーションの場

園内には、里山の地形を活かした適度に起伏のある園路や眺望場、見通しの良い芝生広場、バーベキュー広場など、自然の中でくつろぐことのできる空間が広がっています。

また、本公園を含む東丹沢七沢温泉郷地域が「森林セラピー基地」に認定されているほか、園内の一部園路は「関東ふれあいの道」としても機能しており、心身の健康維持や増進ができる公園として、広域的に見ても大きな役割を担っています。

地域の主要観光施設

本公園が立地する厚木市は、丹沢山系や相模川といった豊かな自然環境と、それらがもたらす温泉や鮎、酒、伝統工芸等、多様な地域資源に恵まれています。

本公園は、七沢温泉、飯山などと並んで厚木市の主要観光施設です。

イ 本公園の課題等

高齢化・過密化した樹木への対応

開園から30年以上が経過し、樹木の高齢化や過密化が進み、里山的な森林景観は失われつつあります。今後も良好な森林環境を持続的に維持していくためには、より長期的な視点で森林更新や維持管理負担の少ない森林づくりを進めていくことが求められます。

利用者のニーズ変化への対応

本公園は、厚木市の里ニュータウンの開発と併せて整備され、当初は近隣の子どもやファミリー層の利用が主と想定されていましたが、近年厚木市では高齢化が進行し、特に本公園周辺（玉川・森の里地区）は高齢者割合が高い傾向にあるため、こうした近隣住民の人口構成の変化による新たなニーズへの対応が必要です。

また、県では未病の改善（食・運動・社会参加）に向けた取組が進んでいるほか、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」で各国のアスリートを目にしたことにより、高齢者のみならず子どもや若者、働き盛りの世代にも、健康志向が広まることが予想されます。

七沢地域全体での観光客の増加

地域の入込観光客数について、令和元年と平成27年を比較すると、全県で約6%増、丹沢大山地域で約10%増であるのに対し、厚木市では約13%の減となっており、地元七沢地域全体での観光客の増加が課題となっています。

一方で、新東名高速道路の伊勢原大山IC開設により、本公園及び七沢地域への新たな利用者の集客が期待されています。

※「令和元年神奈川県入込観光客調査報告書（2020年 神奈川県観光振興対策協議会）」より。丹沢大山地域は、秦野市・厚木市・伊勢原市・中井町・大井町、松江町、山北町、愛川町、清川村。

異常気象や激甚化する災害への対応

本公園は、起伏ある地形の上に造成されており、発災時には速やかな安全確認と状況に応じた避難が必要となります。

さらに、近年ゲリラ豪雨や酷暑等の異常気象が増加していることから、予期せぬ災害に対応するため、より柔軟性のある防災機能の確保が求められます。

ウ 本公園の総合的な管理運営方針

本公園の価値・特性及び課題を踏まえ「森をまもり、人をささえ、地域とつながる公園づくり」をキャッチフレーズ、「未来につながる“エシカルパーク”を目指して」をサブテーマに掲げ、4つの基本方針に沿って管理運営に取り組めます。

県民をはじめとする利用者の皆さまが、本公園での活動を通じて新しい発見や感動を味わい、また、心身の状態を整えて、より健康で豊かな生活を実感し、持続可能な社会づくりに貢献できるよう適切な管理運営を引き続き行います。

「森をまもり、人をささえ、地域とつながる公園づくり」

～未来につながる“エシカルパーク”を目指して～

【エシカルパーク】

- ・「エシカル (ethical)」とは、「倫理的な、道徳的な」という意味であり、「エシカル消費」とは、直訳すると「倫理的消費」となりますが、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。
- ・このエシカル消費の概念を促進していくことを公園の役割として捉え、「ロハス（健康と持続可能性を重視するライフスタイル）」の健康や環境への配慮に加えて、地域、生物多様性、人に配慮した管理運営を実践するとともに、利用者の皆様が公園での様々な体験を通して理解を深め、身近なところで、考え、行動していくきっかけづくりとなる公園を「エシカルパーク」と位置付けられると考えています。

【SDGs とエシカルパーク】

- ・「SDGs」とは、持続可能な世界を目指す国際目標であり、その目標を達成するための取組や活動、普及を促進する役割を果たしていく公園がエシカルパークです。
- ・エシカルパークの取組は、上記5カテゴリーに分けられ、SDGsの17つの目標達成につながっていきます。



(ア) 「森」をまもる：将来を見据えた計画的な森林更新等

当協会は、植物管理、資源循環型管理（発生材の有効利用）、鳥獣・ヤマビル対策に対し、高い評価をいただけてきました。

本公園にとって森林は、人をささえ、地域とつながるための基盤として重要な役割を担っており、これまでの取組を継続・強化するとともに、樹林の活性化による公園の魅力向上と将来的な維持管理負担の軽減を目指し、新たに将来を見据えた計画である「七沢森林再生計画（仮称）」を策定し、森林更新の試行に着手します。

- ・地域の資源である森林をまもる公園として、
地元のと協働して、将来を見据えた計画的な森林更新を実施します。また、来園者の森林更新への理解が進むよう努めます。

- ・これまで高い評価を得てきた植栽管理、鳥獣・ヤマビル対策の更なる強化を図ります。
- ・今後も発生材の有効活用による資源循環型管理（七沢森林公園方式資源循環）を継続するとともに、効果の「見える化」を進めることで、エシカルパークとしてSDGsの普及啓発にも取り組んでいきます。



(イ) 「人」をささえる：森林を活かした健康促進プログラムの提供

当協会は、地域の人口の高齢化や「森林セラピー基地」としての位置づけを踏まえ、森林を活用した健康づくりを推進するためのプログラムやサービスの充実、散策路や心地よい里山環境の維持管理を行い、一定の評価をいただけてきました。

これらの取組を継続するとともに、健康促進プログラムについてはより多くの方に活用していただけるよう充実に努めます。

- ・利用者の健康を支える公園として、本公園の大きな魅力の一つである「森林を活かした健康促進プログラム」を効果的に提供し、さらなる魅力向上を図ります。
- ・これまでの森林セラピー基地としての取組を軸として、年齢や体力別の健康づくりに資するレクリエーションプログラムやサービスを充実します。これらの健康づくりのサポートの充実により、神奈川県が目指す「未病改善」活動を促進します。



(ウ) 「地域」とつながる：地域連携の強化と広域集客の推進等

当協会、森林セラピー基地ならではの活用のほか、地場産品を使用したバーベキュー、伝統文化等の様々な地域資源を活用した各種プログラムを提供してきました。

こうした取組により、地元七沢地区のやなど、地域との「絆」がこれまでに構築されてきました。今後、この地域との「絆」と「ネットワーク」を大切に魅力ある公園づくりを進め、七沢地域全体の観光客数の増加や地域資源のさらなる活用と地域連携を強化します。

- ・地域とつながり、地域をつなぐ公園として、点在する地域資源の活用・連携により、「一日遊べる厚木」「魅力の幅が広い厚木」をアピールした広域集客を推進し、公園のみならず地域の来訪者増に貢献します。

- ・厚本市との連携強化や  との新たな連携、厚本市内の他の都市公園との連携など、より広域的に地域連携を進め、広域集客を推進します。
- ・公共交通機関や高速道路における情報周知により、新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジの開設や御殿場インターチェンジまでの全線開通も見据え、新たな利用者層の集客を目指します。
- ・近隣の障がい者施設など福祉施設と連携したイベントの開催により、公園をフィールドとした福祉支援にも取り組みます。



(エ) 安全・快適な公園づくり：柔軟性のある防災機能の確保

本公園は、広域避難場所には指定されていませんが、周辺地域と連携した防災対策の強化、防災備蓄品の充実等に取り組んできました。

公園の立地特性や近年の異常気象や災害の激甚化を鑑みると、状況によっては公園から他所への避難も想定されることから、これまでの取組を継続しつつ、より柔軟性のある防災機能の確保に努めます。

- ・公園内で備蓄品の管理や危険個所の共有に努めるとともに、地域と連携した防災訓練等の実施により、公園および地域の防災意識の向上を図ります。
- ・パート職員も含めた全職員の普通救命講習等受講により、いつでも誰でも柔軟な防災対応ができる体制を整備します。
- ・来園者が安心・安全にイベント等で公園を楽しめるよう、感染症対策には万全の対応を準備します。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

平等な利用の確保

公園は、子供から高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されるため、私たちは関係法令や利用ルール等を遵守し、平等な利用を確保します。

また、安全で快適な利用環境を提供するとともに、積極的な情報発信を行い、できるだけ多くの方々が本公園を利用していただけるよう利用機会の拡大に取り組みます。

さらに、あらゆる方に対して利便性を向上させるため、ソフト面からユニバーサルデザインに取り組みます。

利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

私たちはこれまでの管理経験から、公園の運営においては地域との関わり、連携が大変重要であると考えます。そのため、公園モニターや利用者アンケート等を活用して、利用者や地域住民の声を取り入れながら、業務改善に反映させていきます。

特に、本公園では従前から地域自治会や地元産業の関係団体及び公園で活動している方々からの意見要望等を管理運営に反映するため毎年、管理運営会議を開催しています。今後も当運営会議や、地域との連携による管理運営やイベント等の開催を通して、要望を的確に把握しながら改善を図り、利用者や地域に信頼され愛される公園を目指します。

環境に配慮した管理運営

公園は神奈川の豊かな緑を構成する一部であり、自然を大切にする心を育む場所として環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。

管理運営にあたっては、当協会が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷の軽減や発生材を有効活用した資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）

等、総合的な環境マネジメントを推進します。また、地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取組を通じ、これからも身近な環境を大切にしていけます。さらに、再生可能エネルギーを活用した電力の積極的活用を行います。

計画書 2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であるため、直営でできめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。一方、法令等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、外部委託します。また、繁忙期には、効率性の観点から直営の補助となるよう管理業務についても外部委託するとともに、日常業務の中で、障がい者の就労支援に資する業務についても、できるかぎり支援施設に委託します。

【具体的な委託業務内容】

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理 由
植物 管理	高木管理	枝下し・枯損木処理	樹勢悪化木・支障枝の除去	高所作業で危険を伴うため
	芝生管理	芝生根の養生	エアレーション	特殊機器を要するため
	草地管理	除草	林床の除草	繁忙期の効率的な管理
施設 管理	法定点検 定期点検	遊具施設・建築設備 電気工作物・消防設備等	電気事業法や建築基準法・遊具指針による法定点検等	法律の定めに基づき実施
	警備業務	機械警備	機械警備	免許・専門的技術を要するため
清掃 管理	設備清掃	ながれ・建物等清掃	ながれ・建物等清掃	専門的技術を要するため
	ゴミ処理	一般・産業廃棄物処理	一般・産業廃棄物運搬処理	免許が必要な専門業者

ア 委託先の選定方法

- ・競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とします。
- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程のほか、競争入札選定委員会関係諸規程により選定の手順や条件を明文化しています。
- ・専門性の高い一部の業務を除く全ての業務について、地元を優先する地域要件を設定します。
- ・県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、募集内容を協会のWeb ページや掲載や公園内掲示、専門新聞紙面掲載し広く公表します。
- ・委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有することを条件とします。
- ・暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

【選定に関する規程】

- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
- ・競争入札参加要件等設定委員会要領
- ・競争入札参加要件設定に係る基準
- ・指名業者選定基準

- さらに、当協会が毎年度定める「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、地域の障がい者就労施設等からの物品等（物品及び役務）の調達、同施設等の生産物の販売場所として公園を提供することなどにより、障がい者の自立支援に引続き取り組みます。

事業所所在地	業務委託実績(件)
厚木市内	33
県内	8
県外	2
合計	43

年間実績報告書に基づく委託金額5万円以上の件数

計画書 3 「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方**ア 施設保守点検業務、小破修繕業務等****特性と課題**

- ・本公園は、開園から 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。
- ・本公園の開園面積は約 65ha に及び、各施設等は広大な敷地に点在していることから、[REDACTED]が課題です。
- ・また、[REDACTED]



園路内の段差

維持管理の考え方

- ・効率的かつ確実な巡視・点検によって傷んだ箇所を壊れる前に修繕し、施設の長寿命化を図ります。
- ・公園の立地特性に対応した安全かつ利用しやすい環境づくりに取り組みます。

イ 清掃業務、受付業務、警備業務等**(ア) 清掃****特性と課題**

- ・施設老朽化の進行等により、特にトイレや遊具に対しては、利用者から不満の声が挙がることもあり、よりきめ細やかな管理が求められています。



施設の老朽化（トイレ）

維持管理の考え方

- ・利用状況に応じた施設清掃や落葉清掃等を行い、安全確保と環境美化に努めます。

(イ) 受付**特性と課題**

- ・森の民話館や森のアトリエは、多数の施設利用者が訪れることから、適切な受付対応が求められます。

維持管理の考え方

- ・各種接遇研修等への参加を通じて、丁寧かつ利用者目線での対応と効率的な事務処理に努めます。

(ウ) 警備**特性と課題**

- ・公園の大部分が樹林地や傾斜地であることから、事故発生リスクの高い危険箇所が多く存在します。また、死角が多く、事件や事故の発生に気づきにくい環境です。

維持管理の考え方

- ・毎日巡視や利用者への声掛け等を行い、事件・事故の未然防止に努めます。
- ・こうした取組を、施設保守点検・修繕や、樹林管理といった公園環境整備との両輪により進めることで、安全・安心な公園を目指します。
- ・地域関係機関や利用者、ボランティア等との連携により、地域一体となった防犯対策

を進めます。

ウ 樹林地や草地の管理、樹木、草花などの植物管理業務

本公園の大きな魅力の一つである森林を長きに渡り最大限活用するため、当協会これまで蓄積した管理データやノウハウを活用し、自然環境の保全と利用に適した安全・快適な公園環境の創出に取り組みます。

(ア) 樹林地

特性と課題

- ・本公園の樹林地は、園内の広域を占める公園の大きな景観要素で、野鳥約 100 種、草本類約 100 種、木本約 100 種が確認される（平成 29 年度時点）など自然豊かな里山環境が残されていますが、開園から 30 年以上が経過し、樹木の過密化、老齢化も進んでいます。
- ・枯損木、危険木や大量の落ち葉、ナラ枯れ等、近年様々な課題を抱えています。
- ・また、森林や自然とのふれあい利用や、森林セラピー等森林を活かしたレクリエーションが盛んであることから、安全・快適な森林利用に資する樹林地管理が求められます。
- ・利用者や周辺住民にとって、手軽に森や自然とふれあうことができる場として利用されており、多様な生態系を育む樹林地環境の維持が求められます。



かつての新緑の風景



過密化した木々

維持管理の考え方

- ・樹林地は、将来を見据えた計画的な更新により里山林の再生を図ります。
- ・ボランティアとの連携により、多様な生物を育む樹林地管理と情報発信を行います。
- ・危険木や枯損木の対処を徹底し、安全・快適な森林利用を促進します。

(イ) 植栽木

特性と課題

- ・シャクナゲ園のシャクナゲ、さくらの園のさくらは本公園の花の見どころとして人気がありますが、開園から 30 年以上経過し、樹木の過密化や老齢化等による花付きの悪化が課題となっています。

維持管理の考え方

- ・老木化した樹木（特にシャクナゲ、サクラ）の樹勢回復に努めます。

(ウ) 芝生、草地

特性と課題

- ・「レクリエーションゾーン」や「創作の森ゾーン」等にある広々とした芝生広場は本公園の魅力の一つであり、利用頻度の高い場所です。

維持管理の考え方

- ・快適に利用していただけるよう、管理基準以上の維持管理を行います。

(エ) 山地特有の管理

特性と課題

- ・本公園に数多く生息するヤマビルは、利用者へ吸血被害をもたらす問題となっています。
- ・シカ・イノシシ等野生動物により、ヤマビルの分布拡大、植栽木の食害や芝生地の掘り返し等の問題が発生しています。
- ・資源循環型の維持管理は、他公園のモデルともなる環境に配慮した取組として、県の指定管理業務評価にて「特に優良」の評価をいただいています。
- ・今後、森林更新の取組の一環として行う試験伐採によって発生材が生じる可能性があり、さらなる活用を検討する必要があります。

維持管理の考え方

- ・ヤマビル対策を行い、安全で快適な園内環境を維持します。
- ・シカ・イノシシに対しては、当協会独自で実施できる対策にも取り組みます。
- ・資源循環型管理の継続により、園内発生材を 100%資源活用します。

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

独自の体制による巡視・点検の徹底

- ・本公園の特性に応じた独自の巡視体制を設け、公園職員が施設の状態を熟知し、不具合や危険箇所等の早期発見・対応を行います。



公園の特性に応じた巡視体制



_____を巡視します。

_____のチェックリストを用いて_____要注意箇所の把握と状況確認を行い、_____

_____維持管理計画へと反映します。



巡視・点検と連動した速やかな修繕

- ・老朽化の進んだ施設については、上述の巡視・点検と連動したこまめな修繕により、傷んだ箇所を壊れる前に補修し、長寿命化を図ります。
- ・異常箇所を発見した場合は、小破修繕や応急措置による復旧作業、立入防止措置による安全確保を迅速に行います。結果は以降の修繕計画へ反映し、計画的・効率的な修繕へとつなげます。

施設ごとの重点的な取組

●遊具の安全対策

- ・アスレチック広場の木製遊具は、毎日の巡視点検や専門業者による定期点検に加えて、月1回職員が実際に触ったり利用したりする安全点検作業を行い、安全管理を徹底します。
- ・使用不可となった遊具については、県と協働して修繕を進め、速やかな復旧を目指します。

●園路の安全確保

- ・園路の安全確保にハードとソフトの両面から取り組みます。
【ハード面】ステップ丸太の増設、浮出た根の切除、木酢液の散布によりコケを除去し滑り防止を図るなど、歩きやすい園路づくり
- 【ソフト面】緊急時位置確認サインや危険箇所での注意看板の充実、毎日の巡視パトロールや園内放送等による利用者への注意喚起



緊急時位置サイン看板

●園路・広場の利便性向上

- ・広大な園内を適切に案内するための看板を設置し、利用者の利便性向上を進めます。
- ・車いす通行が可能な園路のあるさくらの園をバリアフリーエリアとし、公園マップ等で情報提供します。

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

ア 清掃

施設特性や利用状況に合わせた清掃

- ・これまでの取組みにおいて把握した施設・場所ごとの課題を踏まえ、維持管理基準書に加え、個別の清掃対応を行います。

【各施設等の課題と対応】

施設・場所	課題	対応
トイレ	老朽化が進行	トイレの[]に清掃[]を実施
森の民話館	イベント等で利用者が多い	[]モップ掛け
沢のさんぽ道	林間にあり倒木や落葉落枝が多い	強風や台風の後には[]による落葉清掃
さとの道	樹林と人家が隣接	強風や台風の後には[]による落葉清掃
さくらの園	サクラ老木の落枝が目立つ	[]こまめに落葉清掃



園内で生産した炭の消臭剤

イ 受付

森の民話館や森のアトリエなど、多数の施設利用者が訪れる利用受付の業務にあたっては、各種接遇研修等への参加を通じて、丁寧かつ利用者目線での対応と効率的な事務処理に加えて、万全な感染症対策を心がけ、利用者満足度の向上に努めます。

ウ 警備

●警備体制

【園内】毎日の巡視・点検により園内の安全確認を行うほか、併せて利用者への声掛けや利用指導を行い、事件・事故の未然防止に努めます。

【施設】主要施設である公園管理事務所、森の民話館、森のアトリエについて、勤務時間中は職員が常駐し、勤務時間外は機械警備により、24時間体制で警備を行います。

【公園周辺】厚木警察署と連携して、警察署により毎月公園周辺の巡視を実施します。

●緊急時の対応

- ・職員による応急対応、及び関係機関への連絡を迅速に行います。また、勤務時間外においても、予め整備した緊急連絡網による連絡に基づき、園長または副園長等が現場へ急行し対応します。

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

ア 樹林地

将来を見据えた計画的な森林更新の試行

- ・樹木の過密化・老齢化は、危険木の増加や里山環境の悪化を招くことが予想され、利用者満足度の低下や維持管理・安全管理上のリスクやコストの上昇が懸念されます。
- ・将来を見据えた計画的な森林更新を行い、樹木の若返りによる里山林の再生を行うことで、公園の魅力を下支えするとともに、維持管理負担の軽減を目指します。
- ・なお、更新作業は通常10年以上の年月がかかる大規模なものになること、初めての試みであることから、まずは、
[redacted]を行います。

【取組内容】

- ① [redacted]と [redacted]を行い、管理手法確立や「 [redacted]」立案に向けて検討。
- ② [redacted]エリアは利用頻度の高いエリアである [redacted]里山林を選定し、普及啓発効果を図る。
- ③ [redacted]計画づくりは、 [redacted]作業は、 [redacted]との連携により実施。
- ④ [redacted]下刈りや落ち葉掻き等の森林整備は [redacted]と協力して行い、里山管理の実践の場として活用。
- ⑤本取組の成果を踏まえ、 [redacted]を行う。

多様な生物を育む樹林地管理

- ・ [redacted]が毎月実施している動植物のモニタリング調査について、結果を公園管理へ活用し、利用者が公園の多様な自然とふれあえる環境づくりを行います。
- ・【維持管理への反映】キンランなどの絶滅危惧種の分布を把握し、下草刈前にロープ柵等で保全する等、希少種に配慮した維持管理を実施します。
- ・【情報発信への活用】見ごろの花・野鳥情報をホームページにて情報発信します。

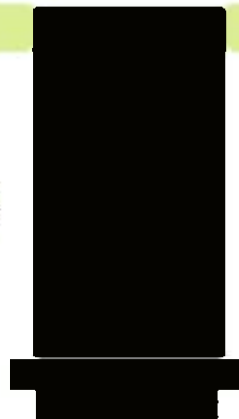
- ・公園で採取した実生からクヌギ、コナラを育苗し、ナラ枯れで伐採した跡地付近など日照確保ができる場所への苗木の植樹を行います。

安全・快適な森林利用に資する樹林地管理

- ・人が安全かつ快適に利用できる森林環境（散策、森林セラピーウォーク）として、危険木の伐採、枯損木の除去、園路沿いのヤマビル対策、落葉かきを行います。

ナラ枯れ被害の対策

- ・令和元年度に発見されたナラ枯れは、令和2年度以降広範に拡大しているため、令和3年度に[]よりナラ枯れを媒介する昆虫の[]実施し、また園路にかかる危険な状態の樹木については伐採し、巡視により被害木や危険木を把握し、県等関係機関と情報共有・連携の上、危険木の処理や被害拡大防止策を講じます。



イ 植栽木

老齢化した樹木の樹勢回復

- ・令和5年度に「さくらの道」のサクラに関して[]による診断を行い、枯れ枝の除去を実施した。次年度以降も枯れ枝の早期除去や不朽部の除去などによる樹勢回復を図ります。
- ・シャクナゲ園は、移植や園周辺の高木剪定等により日照条件を改善し樹勢回復を図るとともに、花がら摘み、剪定等の花付きを良くする管理を行います。



老木化したサクラ

ウ 芝生、草地

植物の成長速度を考慮したきめ細かな管理

- ・特に成長が旺盛な春から秋にかけ適度な芝刈や草刈りを行います。
- ・機械除草は年2回が基準とされているところを[]実施します。

エ 山地特有の管理

ヤマビル被害への対策

- ・ヤマビルの根絶は困難であるため、被害を軽減することを目的として、[]管理により、ヤマビルの生息しにくい環境づくりを行います。
- ・特に利用頻度の高いエリアである「レクリエーションゾーン」や「創作の森ゾーン」では、[]実施します。またバーベキュー広場周辺では、[]を行い、ヤマビルの発生源を除去します。
- ・忌避剤（[]）を充当した「[]」を[]設置し、利用者のヤマビル対策を援助します。



ヤマビル対策の実施

の対策を行いヤマビル被害の防止を図っています。本取組により、来園者からの被害報告は最も多かった平成 22 年度 109 件から平成 30 年度の 6 件に減少しています。

シカ、イノシシ被害への対策

- ・県が実施する生態調査などと連携、協力し地域のシカ・イノシシの個体数管理に協力します。
- ・シカ・イノシシの好む樹種等に限定し設置を行います。
- ・シカが好まないやを活用したを行います。



環境に配慮した資源循環型の維持管理

- ・現場発生材は、炭焼きや間伐材の木材利用などによる、園内維持管理やイベントへの活用により、100%資源利用します。
- ・また、森林更新の試行と連動して、更新作業に伴う発生材について、園内外へ新たな活用先を模索します。

【園内維持管理での活用】

○炭焼き時の副産物である木酢液を活用

- ・
- ・

○落葉を堆肥化し、植栽木や花壇の肥料として全数活用

○間伐材の木材利用（階段、丸太イス、ベンチ、看板等）

- ・間伐材をに委託して製材し、ベンチや植物の樹名板等として活用
- ・土留めの材料として活用
- ・小規模な施設修繕に資材として活用



園内発生材で作成したベンチ



園内発生材を活用した小破修繕

【園内イベントでの活用】

○間伐材を炭に焼いて、バーベキューの燃料として活用

○民話館でのクラフト体験での活用

○間伐材をへの出張クラフト教室の素材に活用

資源循環型の維持管理手法の取組み

これまでの管理において、間伐材を炭にしてバーベキュー施設等で利用したり、看板等の制作へ活用するなど、園内の発生材を有効に活用した資源循環型の管理を実施してきました。

現在、バーベキューで使用する炭は 100%園内発生材由来です。



間伐材で生産した炭

計画書 4「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況（繁忙期・閑散期等）、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等（有料施設等除く）

本公園ではこれまで、森と親しむイベントとして「ツリークライミング」、地元七沢に伝わる習わしや伝統文化を紹介する「セブンプロジェクト」など、公園の環境や施設を有効に活用したプログラムを年間を通して開催し、利用促進に努めてきました。

今後も、「森林を活用したプログラム」、「拠点施設（森の民話館、森のアトリエ、森のかけはし）を活用したイベントの実施」、「地域資源の活用・連携」の3つを柱としたレクリエーションプログラムやサービスを充実することで、年間を通して楽しめる公園づくりを行います。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に「With コロナの時代」の対応として観光業界が提唱している、「マイクロツーリズム（自宅からおよそ1時間圏内の地元や近隣への短距離観光）」が行動の条件の1つになることを想定し、公園や周辺地域、厚木市内の魅力を再発見してもらえるようなサービスやイベント等の工夫により、近郊からの新規利用者の増加や公園周辺地域への愛着度の高まりによるリピーターの確保を図ります。

なお、各種プログラム・イベント等の実施にあたっては、新型感染症対策に十分配慮します。

ア 森林を活用したプログラムの実施

森林を活かした健康促進プログラムの充実

健康志向の高まりや森林セラピー基地としての位置づけを踏まえ、子どもから高齢者まで誰もが楽しめるよう、年齢や体力別の健康づくりに資するレクリエーションプログラムやサービスを拡充します。これらの健康づくりのサポートの充実により、神奈川県が目指す「未病改善」活動を促進します。



森林セラピー基地



現在、神奈川県内には森林セラピー基地が5箇所ありますが、本公園を含む東丹沢七沢温泉郷地域は2007年に県内で初めて認定を受けました。

厚木市の『観光振興計画（平成29年3月）』では、具体的施策の一つに「ヘルスツーリズムの推進」として、温泉を核としたグリーンツーリズムや森林セラピー基地での森林浴、ノルディックウォーキング等を活用した、健康増進活動と観光客の誘致活動と連携した取組の推進を掲げています。

自然学習プログラムの実施

本公園は、立地上多様な動植物が見られます。また、野生生物との共存について学ぶ場づくりや環境に配慮した資源循環型の管理が実践されており、自然の重要性や環境について学ぶ場所として重要な役割を持っていると考えます。

こうした環境を活かし、以下の自然学習プログラムを実施します。

●自然体験プログラム

- ・環境学習（との連携プログラム）
- ・自然観察会（との連携プログラム）
- ・クラフト体験、こえた工作体験
- ・落葉かき体験と焼き芋づくり
- ・みんなの花壇づくり（の連携プログラム）
- ・森の手入れ活動

●自然情報ガイド

- ・動植物の見分け方や園内の日々の自然情報の掲示
- ・丹沢山麓の自然情報を提供
- ・野鳥などの生き物情報の提供を強化



落ち葉かき体験と焼き芋づくりの実施



落ち葉かきを通じて資源循環や里山の暮らしについて、体験してもらうイベントです。参加者には、がヤマビル対策につながることも併せて説明しています。

毎回、参加希望者が多く、キャンセル待ちをする方もいる人気のイベントで、テレビでも紹介されました。



落ち葉かき体験の様子

イ 拠点施設を活用したイベントの実施

「森の民話館」「森のアトリエ」「森のかけはし」は園内の3大拠点です。それぞれの施設特性を活かした非日常的な楽しい体験、見たことのない景色、触れたことのない文化などを提供する通年型のイベントを開催し、マイクロツーリズムによる利用者増、閑散期（冬及び平日）の利用者増を図ります。

●森の民話館：里山の暮らしの展示や体験の拠点となる施設で、各種イベントのほか、心理ストレス等健康測定器が設置され、多くの利用者が立ち寄ります。

- ・国の重要無形民俗文化財に指定されている「相模人形芝居」や「民話の語り」など、地域と連携した文化と伝統を伝えるイベント

- ・地元七沢に伝わる習わしや伝統文化を紹介する「セブンプロジェクト」



セブンプロジェクト（地域伝統文化の継承）



「民話館」という施設の性格を踏まえ、だんご飾り、こいのぼり、十五夜飾りなど、四季折々の年中行事にまつわる飾りを展示し、地域の習わしや伝統文化を紹介します。

七夕の季節には、来園者の作った短冊を飾るなど、文化を知るだけでなく、体験してもらう工夫もしています。



七夕飾り

- 森のアトリエ**：さくらの園にある創作体験の場です。

・陶芸や楽焼体験、野焼きでの縄文土器づくりの他、天然の木で作成されたアルプホルンやオカリナの演奏など芸術に関するイベント

- 森のかけはし**：アーチの優雅なデザインが森林の中にひときわ映える七沢森林公園のシンボルです。長さ 75.5m、高さ 18m の橋からは、七沢の町並み、丹沢山塊の雄大な姿を望む事ができます。

・公園のシンボルを紅葉の秋と冬のクリスマスにライトアップ



楽焼体験の様子



森のかけはしライトアップ

ウ 地域資源の活用・連携

本公園では、大規模なまつり（年2回（春・秋））をはじめ、[redacted]、[redacted]等、地域との協力関係のもと、地元の食材や文化資源、地域特性資源を活用した様々なイベントを開催しています。今後もマイクロツーリズムにより期待される効果である、地産地消や、地域内での人々のつながりの強化や経済循環などが促進されるよう、地域資源の活用や連携を強化しながら、イベントの拡充を図ります。

さらに、公園利用者の地域提案型イベントへの支援も行うことで、利用者の拡大を図ります。

●森のまつり

本公園において参加者が最も多く（毎年約1万人）、七沢地域としても秋の一大イベントです。

当協会が長年にわたり本公園を管理する中で築き上げた、地域との信頼関係や連携体制を最大限に活用し、多数の地域資源を結集した内容としていきます。



森のまつり

本公園は、地元観光協会との良好な関係のもと共催で実施し、地域観光拠点と連携しながら地域交流の活性化を図ります。

【具体的な連携】

連携内容	連携先	具体例
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]

●緑のまつり

との協働で行う春のイベントです。地域住民グループの参加を呼び掛けた結果、参加者が年々増加しています。地域と連携しながら実施します。



緑のまつりの様子

【具体的な連携】

連携内容	連携先	具体例
地域特性資源の活用	一（当協会）	竹細工、木炭・木酢液及び竹とんぼ販売を実施

● 周遊観光との連携

厚木市内の周遊観光を後押しし、来訪者の利便性を高めるため、自転車での周遊観光ルートの検討を行い、園内のサイクルポートや休憩所の整備を図ります。

● 七沢森林マルシェ

と連携し、とれたての野菜やくだものなどを販売します。併せて地元クラフト作家の作品展示販売や、地元で活動しているアーティストのライブにより会場を盛り上げ、地元の人を楽しんでもらうイベントとして開催します。

●公園利用者による提案イベント

が企画し講師を行うもので、本公園では広報等の支援を行ってきました。野外ステージ等公園施設を活用してイベントの積極的な受け入れを図り、公園の利用を盛り上げていきます。

主な地域提案イベント：オカリナ演奏会、文化箏演奏会、木工教室、押し花教室、オカリナ製作教室、相模人形芝居、マンドリン演奏会、人形劇や絵本を楽しむ会、古楽器ブザルタ演奏会、リコーダー演奏会 など

エ 年間を通して賑わう公園づくり

利用者に四季の変化を楽しんでいただけるよう、花の見どころづくりや、季節ごとに特色のあるイベントを開催します。

利用者が減少しがちな冬季には、落ち葉かきなど森林公園ならではのイベントの開催によって利用を促進します。

具体的な日程設定にあたっては、活動の内容や対象者を考慮し、様々な季節・曜日に実施することで、利用者の参加意欲・満足度を高めつつ、年間を通じて利用者の絶えない公園を目指します。

- ・単発プログラムやイベントは、土日や長期休暇等の多客日にあわせて実施
- ・通年開催の連続講座は、利用者が比較的少なく、落ち着いて活動できる平日に実施

【年間プログラム、イベントスケジュール】

※別紙「年間イベントスケジュール」を参照

（２）有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

本公園ではこれまで、利用者の利便性を高めサービス向上を図るため、県の管理許可等を受け、有料駐車場、自動販売機の運営を行ってきました。今後とも、これら自主事業については利用者ニーズを的確に把握し、利用者サービスの向上を図るとともに、効率的に運営し、できる限り収益をあげ、県の効率的な行政運営にも貢献します。

ア 駐車場

本公園では自家用車により来園する方も多くいらっしゃいます。特にイベント時やゴールデンウィークの繁忙期は、駐車場待ちの渋滞がおきる等の課題への対応が必要です。

また、令和元年度に新東名高速道路伊勢原大山ＩＣが公園近隣に開設されたことから、引き続き、有料駐車場の運営については利用者の利便性や快適性、周辺道路への配慮を徹底します。

●繁忙期やイベント開催時における駐車場対応

- ・来園者の多いイベント時や繁忙期には、平常時に開放している有料駐車場２箇所（中央口駐車場、第２駐車場）に加えて第３駐車場を開放するなど、臨機に繁忙期の渋滞対策を実施します。

●利用者への配慮とおもてなし（利用者及び環境に配慮した駐車徹底）

- ・車による来園者の中には、駐車場から直接園内へ向かう方もいます。こうした方々への配慮として、公園管理事務所に配架している公園案内パンフレット、チラシ等を駐車場にも配架します。
- ・駐車場は公園の主要な出入口となります。有人による駐車場対応を行っている本公園の特性を活かし、スタッフが“歓迎の言葉”“感謝の言葉”により利用者に感謝を伝えます。
- ・環境への配慮として、アイドリングストップのお願いを駐車場に掲示しています。

●実施体制：これまでの実績を活かし、当協会が直営し運営します。料金徴収業務等を〇〇〇〇に委託して実施します。

●委託内容：料金徴収業務等、門扉開閉業務

●指導監督方法：日々の売上報告、利用者対応、臨時駐車場の開設等について指示、監督し、必要に応じて指導します。

※なお、駐車場の門扉開閉業務（24時間開放または開場時間の変更等）については、検討・協議させて下さい。

イ 自動販売機

利用者サービスの向上や熱中症対策のため、利用の多いエリアを中心に自動販売機を設置します。設置にあたっては、防犯上の配慮や直射日光を極力避けるなど環境上の配慮をします。

●販売品目及び台数

飲料（８台）、アイスクリーム（２台）

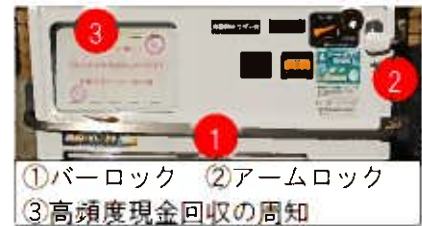
設置場所	公園管理事務所前、中央口駐車場、第２駐車場、第３駐車場、森のアトリエ、パーベキュー場				
販売品目	清涼飲料水	設置台数	８台	営業期間	通年
	アイスクリーム	設置台数	２台	営業期間	通年

●事故防止対策

<防犯システム>

次のような防犯対策を講じます。

- ・現金盗難防止のための各種ロックを設置
- ・高頻度の現金回収の周知
- ・防犯カメラ  の設置
- ・地元警察との連携（情報共有、迅速な通報（被害届）、重点パトの依頼等）



<転倒防止>

地震等による転倒防止のため、JIS規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定し、利用者の安全を確保します。

●各種機能

- ・災害支援ベンダー（大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を利用者に無償提供）
- ・バリアフリー対応（車いすでも購入しやすい機種）
- ・環境への配慮（消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた機種を設置）
- ・キャッシュレス対応
- ・自動販売機横に設置するゴミ箱はきめ細かな分別が可能なりサイクル対応のものとし、取組について看板等でPRする（県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組）

（3）多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

ア 広報、PR 活動の内容

当協会は、多くの方に本公園を知っていただき、公園を利用するきっかけを提供するため、多様な手段を通じて積極的な広報活動を継続します。

その際、情報の種類や広報の目的、対象者に応じて、適切な時期や手段、媒体を選んで情報発信を行っていきます。

広域的に情報発信するための幅広い媒体の活用

当協会が従来から築いてきた関係機関とのネットワークを活かし、幅広い広報媒体を用いて県内全域、さらには首都圏全体からの集客を図ります。

また、地元自治体や地域の関係機関と連携して、地域全体での広域集客を推進します。

●独自の広報ツール

- ・当協会ホームページ、七沢森林公園ホームページ（適時更新）
- ・公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行）
- ・イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布

●SNS ツール

- ・X（旧 Twitter）、Instagram、ブログなど SNS ツールを活用した情報を発信

●外部ホームページ

- ・県情報サイトの活用
- ・「かながわ Now」、「PLANET かながわ」等

●交通広告

- ・ [] 等と連携し、駅構内や車内へのポスター掲示・リーフレット配架 等

●マスコミへの情報提供

- ・ テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報の積極的な掲載依頼
- ・ 情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼

●厚木市との連携強化

- ・ 厚木市観光振興計画への公園の位置づけを明確にし、市の観光施策との連携を強化

●地域の関係機関との新たな連携

- ・ [] や [] と連携した広報活動により、県外からの誘客を推進

●インターチェンジ開通を活かした PR 強化

- ・ 高速道路サービスエリア・パーキングエリアでの広報の検討
- ・ 東京、横浜、川崎方面の大学高校等へ、環境教育の場として PR 推進



地域イベントに参加する「コーちゃん&エンちゃん」



公園 YouTube

地元利用を促すための地域広報媒体の活用

●自治体広報紙

- ・ 県広報紙「県のたより」、厚木市「広報あつぎ」への掲載依頼

●回覧板、掲示板

- ・ [] と連携し、回覧板や掲示板等を活用した情報提供



広報あつぎ

公園のイメージアップに繋がるイベント、キャンペーンの開催

●フォトコンテスト開催（毎年）

- ・ 県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」の開催
- ・ 各公園や病院等で入賞作品を紹介する写真展の開催
- ・ 入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作

●大型商業施設での写真展の開催

- ・ 新都市プラザ等の大型商業施設でのフォトコンテスト写真展の開催



フォトコンテストの様子

※入賞作品のほか、全県立公園及び周辺の関連施設を含めて紹介することで、県立公園の総合的な PR の場とします。

●外部イベント等でのPR

- ・ フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示

●当協会マスコットキャラクターの活用

- ・ 公園知名度向上のため、当協会マスコット「コーちゃん&エンちゃん」を公園や地域イベントに出演
- ・ 県内の他自治体等と共同で作成したマスコットキャラクターPR用カード「かなキャラカード」の配布による公園の宣伝

公園と周辺観光施設に関する情報発信の強化

- ・新東名高速道路開通や「住みたいまち上位の厚木」など、広域集客の機運の高まりを活かし、公園と周辺観光施設の利用促進のため、公園及び周辺観光施設の情報提供を積極的に実施します。

●本公園の広報の強化

- ・公園イベントやパンフレットを作成し、近隣施設へ配布
- ・公園ホームページを充実させ、最新情報やイベント結果、森の民話館・森のアトリエの利用風景や作品を紹介
- ・地元広報 WEB サイト「七沢温泉なび」等へ情報提供を行い、地域と連携した広報活動の強化

●周辺観光施設の広報の強化

- ・本公園職員が周辺観光施設の情報を把握し、広域観光パンフレットやマップの配布や、利用者に対し広域的利用の提案をするなど、周辺観光案内（インフォメーション）を実施
- ・公園出入口等に広域ハイキングコースの案内看板を設置
- ・やとの連携による広報

イ 公園利用者数の目標値

公園の魅力アップや、前述の広報、PR活動と合わせた様々なイベント等の利用促進方策を行い、公園利用者数の増加に取り組んでいきます。一方で厚木市の人口推計によると、今後厚木市の人口は減少に転じ、公園周辺地域（玉川地区）では年間 1.3～1.5% 程度の人口減少が続くと見込まれています[※]。そこで、公園利用者数は令和 4 年度を平成 29～31 年の 3 か年平均 247 千人とし、毎年約 1 千人増で令和 8 年度に 251 千人(1.6% 増)を目指します。

(参考) 直近3か年平均	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
247 千人	247 千人	248 千人	249 千人	250 千人	251 千人

※厚木市人口ビジョンに基づく地区別の将来人口推計（平成 29 年 3 月）より算出。

（１）公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

利用者サービス及び公園の価値向上を図ることを主な目的に実施します。収益については、公益財団法人として、緑の普及や公園の魅力向上等の公益事業の財源とします。

ア バーベキュー場

七沢森林公園バーベキュー場は、完全予約制の手ぶらでもバーベキューのできる施設として運営し、テーブルは雨天でも安心な屋根付きの場所と、ピクニックテーブル式の場所を設定します。バーベキューに必要な機材はすべて揃え、炭への着火やごみ処分も現地スタッフがを行い、簡単・便利・安心の快適な時間を提供します。

●バーベキュー場の運営方法概要

場 所	バーベキュー広場
方 法	一部業務を委託（予約受付、食材調達提供、現場管理運営）
期 間	3月（土日祝日のみ）、4月～11月の土・日・月・祝日（ただしGWとお盆期間は営業）
時 間	11:00～14:00 ただし、GWは2部制（午前10:00～12:30 午後13:30～16:00）
受付方法	インターネットによる予約（ http://www.kanagawa-park.jp/bbq/ ）
形 態	食材付き予約、テーブルのみ予約、団体予約（食材付き）、スクール限定コース（食材付き）
料金設定	・利用料金 食材付き予約1名当たり：2,700円（ライト）～5,000円（デラックス・コース） 屋根付き、テーブル代含む 屋根なしは200円引き テーブルのみ予約1名当たり：屋根付きテーブル1,300円（3h利用） 屋根なしテーブル1,100円（3h利用） ・スクール限定コース（食材付き） Aコース1名当り 2,596円 Bコース1名当り 3,080円

●資源循環、地域資源の活用の推進

- ・バーベキュー用の炭は、園内で発生した間伐材を炭にしたものを活用します。
- ・バーベキュー場のテーブル・椅子は、間伐材を活用し、製作・更新します。
- ・手ぶらコースで提供する食材は、国内・地元産を中心とし、地産地消を推進します。
- ・運営を地元の〇〇に委託し、地域資源を活かした雇用創出を支援します。

●教育機関との連携

- ・公園での食育活動や環境教育（自然観察、植物管理体験等）と併せた「スクール限定コース」を設定し、教育支援を行います。また、小・中・高等学校や大学等の教育機関に積極的に広報を行い、学校行事や部活動での平日利用を促進します。

●安全管理

- ・食品衛生法を順守し、安全な食品を提供します。
- ・新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが5類に見直されたことから、見直し後の県の対応に応じた感染防止の取組を実施します。
- ・夏場の高温・熱中症対策としてミストシャワーを設けます。
- ・バーベキュー場周辺は、重点的な〇〇によりヤマビル被害軽減に努めます。
- ・バーベキュー場までの500mの坂道を利用者の方が荷物を運びやすいようカートの貸し出しを行います。
- ・自家用車で来園された方には、ハンドルキーパーステッカーを配布し、飲酒運転の追放を呼びかけます。



ミストシャワー

●障がいのある方への対応

- ・障がい者の方にも利用しやすいよう、駐車場からバーベキュー場までの公園公用車による送迎や車いす対応のテーブルなども設置します。

●大規模災害時の対応

- ・大規模災害に備えて、委託先との業務委託契約条件に災害時対応について定めます。
- ・災害発生時には、帰宅困難者や避難者を対象に飲食物の無償提供を行います。
- ・店舗スタッフも災害時には公園スタッフと協働で災害対応を行います。

●実施体制：現場の運営を に委託し、地域の雇用創出に貢献します。

委託内容	受付対応、料金徴収、道具管理、飲食物販売管理、炭への着火、清掃、ごみ処分
指導監督方法	当協会が清掃や接客態度等について日々チェックをするとともにメニュー見直しなどを適宜行い、利用者へのサービス向上に務めます。
委託業者の選定方法	暴力団排除条例やコンプライアンスを重視するとともに、接客や障がい者対応等を推進します。

イ 陶芸体験

園内にある森のアトリエの陶芸窯を活用し、各種の教室を年間を通して行い、引き続き陶芸文化の普及啓発に努めます。また、 と協定を締結して、利用者に対し、日帰り温泉入浴割引券を配布します。

●陶芸体験の運営方法概要

区 分	内 容
場 所	森のアトリエ
期 間	陶芸体験：毎月第1・3・5週の日曜日 楽焼体験：毎月第2・4週の日曜日
時 間	10:00～15:00
受付方法	当日受付（団体利用の場合には、事前申し込みが必要）
形 態	職員を配置し、製作指導等行う
料金設定	陶芸体験：1,500円（日帰り温泉入浴割引券付き） 楽焼体験：600円、1,000円（各単価とも日帰り温泉入浴割引券付き）

●陶芸文化等の普及啓発

- ・陶芸体験及び楽焼体験のほか、定期的に陶芸の講師を招いて実施する本格的な陶芸教室も実施し、併せて花器作り講座など教室形式の公園主催イベントも実施します。
- ・自治体や企業が進めている国際交流の場としての活用を図ります。

●実施体制：現場の運営は、当協会職員が直接対応します。

- ・長寿命化の観点から専門業者による窯の定期点検を行います。

ウ ケータリングカー

イベント時や繁忙時には、With コロナに対応し、密を避け（新しい生活様式）、飲食店支援の両面に対応したキッチンカーを、県と協議のうえ、積極的に進めます。

●実施体制：地元商工会・企業を優先的に活用する等、地域と連携した運営を行います。

委託内容	軽飲食物の販売提供と食品衛生管理
指導監督方法	食品衛生責任者の配置や所管保健所の営業許可等、食品衛生法を遵守させ、店舗の清掃や接客態度、安全な食品を提供
委託業者の選定方法	反社会的勢力対策として「県立都市公園等における催事等の出店規約」を定めています。

エ 管理事務所等での物販

当協会が企画する「花とみどりのフォトコンテスト」入賞作品を中心に構成する「花とみどりフォトコンテスト入賞作品カレンダー」を管理事務所及び森のアトリエで販売します（1部 800円（税込））。

計画書 6 「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定

駐車場、自動販売機の料金設定及び減免については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金や減免方策も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県厚木土木事務所の許可を得て実施します。

ア 駐車場

有料期間	4月1日～5月31日 10月1日～11月30日 の土日祝日	利用時間	3月～11月： 8：30～18：00 12月～2月： 8：30～17：00
駐車台数	中央口駐車場：大型車2台 普通車81台 第2駐車場：普通車29台 第3駐車場（繁忙期のみ）：大型車3台 普通車49台		
駐車料金	1回制	大型車：1,050円 普通車：530円 二輪車：110円	

※駐車料金、減免対象の他、駐留場管理の基準については、「七沢森林公園駐留場管理基準」を作成し、同基準に基づき管理します。

イ 自動販売機

販売価格	飲料 120円～220円程度（缶、ペットボトルなど） アイス 150円～220円程度
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時（機器破損等）の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導／月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

(2) 減免の考え方

ア 駐車場

ユニバーサルな対応を推進する観点から、以下のように駐車場料金を減免します。

減免対象	<全額免除の対象> (1)社会福祉事業を営む団体等が事業のために公園を利用する場合。 (2)義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教育活動として公園を利用する場合。 (3)地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合。 (4)国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合。 (5)身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい者が公園施設を利用する場合。 (6)公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合。
------	--

イ 自動販売機

減免はありません。但し、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

計画書 7 「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。また、当協会が公園の管理運営で培った接客ノウハウにより接客対応向上に努め、公園利用者がこの公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。



公園スタッフが着用するユニフォーム

さらに、本公園では、魅力ある景観づくりに力を入れていることから、その日の花や紅葉の情報を全職員が共有し、利用者の案内を行います。

おもてなし五箇条

【笑 顔】常に明るく笑顔で対応します。

【挨拶】お客様に積極的に挨拶をします。

【身だしなみ】ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。

【誠 実】問合わせや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応します。

【カイゼン】お客様との対話を通して利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

●利用案内の手引き（仮称）の作成

- ・本公園の基本情報、利用ルール、施設の利用案内、花や自然のみどころ情報、周辺情報、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手引きを作成し、全職員が携帯します。接客対応の際には、記載内容をもとに全職員が共通した認識で対応します。

●おもてなしバッグの携帯

- ・コミュニケーションボード、公園パンフレット、近隣観光マップ、救急セット、ゴミ袋、公園利用案内の手引き（仮称）をいれた「おもてなしバッグ」を携帯し、様々な対応に備えます。

●施設窓口での対応

管理事務所全般の問い合わせ対応

- ・施設の使用方法、イベントやみどころの情報など公園利用の情報発信拠点として丁寧な案内を行います。
- ・万全な感染症対策の下で受付窓口周辺の整理整頓、窓口に向かって机を配置、問い合わせの多い情報は職員が共有できるよう事務所に掲示するなど、利用者への情報提供がスムーズに行えるようにします。

森の民話館

- ・休憩場所として利用されるほか、クラフト教室や民話語り等のイベント会場にもなることから、清潔さを保つことはもちろん、クラフト道具類の整理整頓など怪我の

防止に努める管理を行います。また、イベント情報の掲示も行い、利用者へ公園の楽しみ方を伝えます。

- ・クラフトの指導に当たっては、明るく丁寧を心がけ利用者が楽しめる対応に努めます。

森のアトリエ（作陶）

- ・陶芸、木工などの体験活動の中心的施設であることから、道具の整理など怪我の防止にも配慮した管理を行い、日常的に作陶指導を行う職員とイベント時の講師とで連携しながらものづくりの楽しさを伝えられるよう、丁寧な対応に努めます。

バーベキュー場

- ・バーベキュー場の接客については、と連携したスタッフの及び営業前の受付事務の再確認を行うなど、接遇とスムーズな受付事務の向上に努めます。

●電話やメールでの対応

- ・接遇マニュアルに基づき、丁寧に対応します。
- ・お問合せメールに対しては、通知機能を活用して素早い返信を心がけます。

●情報の共有による利用者サービスの向上

- ・日々の朝礼や情報伝達ツール（事務所内の情報ボード、連絡ノート）、所内会議（月1回）を活用してイベントや見どころ、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。遺失物に関しては、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のしおり（神奈川県警察本部）」に則り適切に処理します。

●ヤマビル対策

- ・ヤマビル被害防止対策として、園路やバーベキュー場、園内10か所に設置したして自由に使えるようにし、被害の減少に努めます。
- ・利用者が安心して公園を利用できるよう、公園管理事務所やホームページにて、ヤマビル情報や情報を発信します。

●ユニバーサルなサービスの提供

- ・子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用いただけるよう、ユニバーサルなサービスを提供します。

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用いただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等はもとより、本公園では犬のノーリード、花火やたき火なども禁止しています。

また、利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルールを策定しました。

●利用ルールの策定

- ・条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

【利用ルールの主な項目】

項目	主な指導内容
利用マナーの向上	ホイ捨て、火遊び、車等の乗り入れ、破壊行為、立入禁止区域への侵入、スケボーの使用等、犬のリード着用、不法投棄
施設の適正な利用方法	遊具、森のアトリエ等
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙
園内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、動物へのエサやり禁止等

●利用ルールの周知等

- ・これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

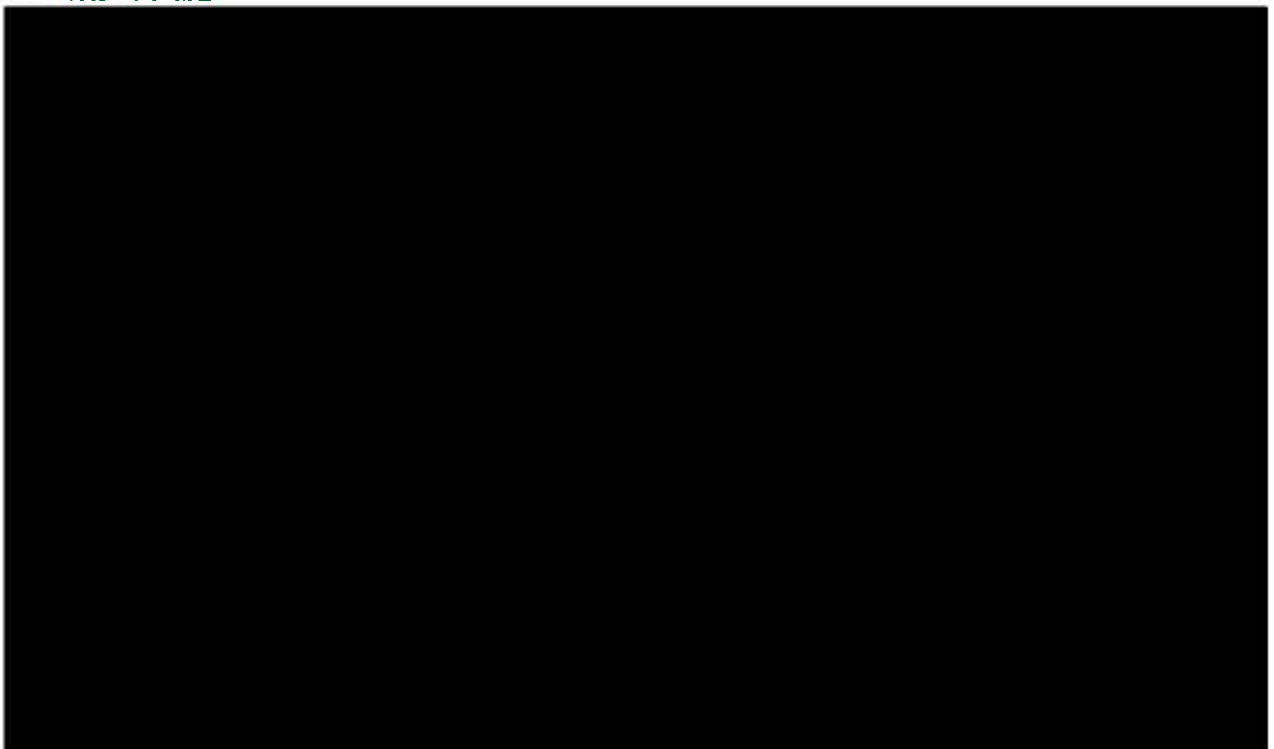
エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

ホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

●接客マニュアルの整備

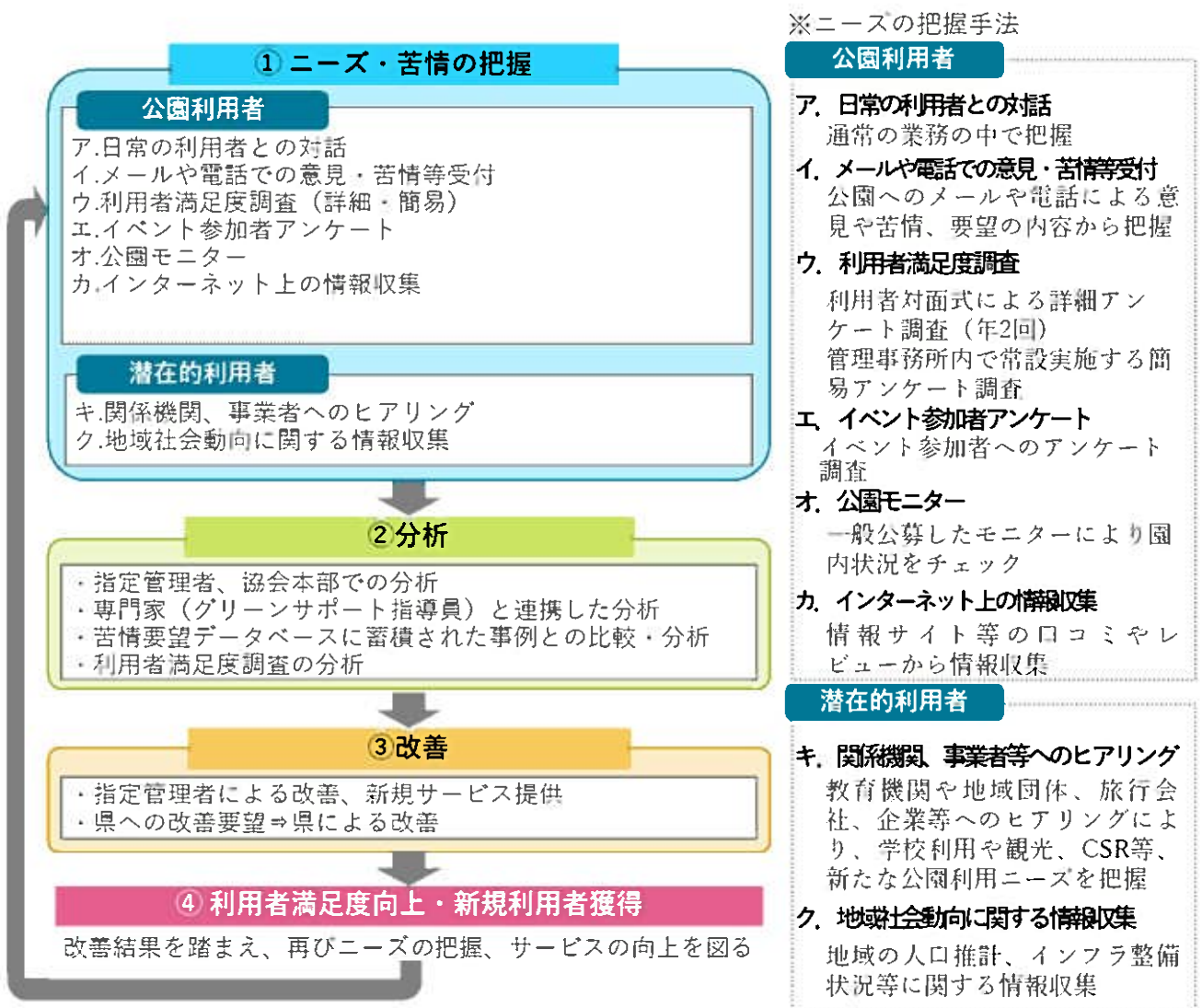
- ・言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルを協会本部で整備しています。

●研修の実施



(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。



苦情・要望データベースの構築

当協会では、専用のデータベースソフトを用いて、当協会が管理する公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。

(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

次の取組により、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、と連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。

【利用案内】JIS 規格に準じたピクトグラムによる案内を設置／4ヶ国語言語対応ホームページの導入／翻訳機器や翻訳アプリの導入／管理事務所内にフリーWiFi を設置

を参考に「やさしい日本語」

を用いた各種案内の導入



ピクトグラムの例

【安全確保】作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。

■物理的環境への配慮

管理事務所で車いすの貸出／バリアフリーエリア（さくらの園）の公園マップ表示等による周知／身体障がい者向けサービスの周知／車いす利用者の目線を意識した展示の作成

■意思疎通の配慮

【視 覚】点字パンフレットの導入／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成

【聴 覚】による対応／コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問い合わせツールの用意（ホームページ、メール、FAX）

【その他】知的障がい者等との会話は、ゆっくり、丁寧に対応／障害者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

本公園の近隣に高齢者向けマンションがあり、来園者が多いため、車いすの貸出等により、高齢者が利用しやすい環境を整えます。

車いすの貸出／を受講した職員による対応

エ 子育て世代への対応

おおやま広場を中心に親子連れの利用が多く見られます。誰もが楽しめる公園として、おむつ交換台の設置等により子育て支援策を充実します。

森の民話館に授乳スペース・おむつ交換台の設置／掲示物へのルビ振り

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、協会本部において職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていることを示す「耳マーク」を管理事務所に掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、会議で手話のほか、利用者への手話の普及啓発に取り組みます。

	・ ・ ・
手話の使用環境、聴覚障がい者の利用環境向上	・ 職員による対応 ・ コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置 ・ 電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX）

● 提案内容の実現に向けたバックアップ体制

本部のバックアップ体制

- ・ 協会本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修やクレーム対応のバックアップ体制を整えています。

公益事業としての予算の充当

- ・ ピクトグラムの設置や点字パンフレット、4 か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、当協会の公益事業の独自財源「SDGs 推進事業積立資産」を充当して予算を確保します。

計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

（１）指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により事故の未然防止を図ります。

リスク抽出	リスク分析・対策	業務への反映と研修
業務上のリスク洗い出し 利用者・職員の視点の採用 過去の事故、ヒヤリハット履歴確認	緊急度に応じたリスク分析 急を要す事案への即時対応 長期的対応への暫定措置、県協議	対応結果のハザードマップへの反映 事故・不祥事防止会議、ミーティング リスクマネジメント研修による意識向上

【本公園の特性を踏まえたリスク分析と対応例】

特性・リスク	対応
広大かつ樹林地に囲まれ、起伏が多い ⇒死角における事件・事故、迷子の発生	・人目の届きにくい園路を把握し、重点的にパトロール（沢のさんぽ道、さとの道等） ・緊急時位置確認サイン設置・間伐・下刈り等の実施
樹林地に囲まれた園地 ⇒斜面や住宅隣接地での倒木の危険性、スズメバチ等危険生物やヤマビル被害	・日常巡視による定常的状況把握、危険木・枯損木処理 ・危険生物の早期発見・駆除、ヤマビル対策
木製遊具、木製階段や園路石舗装の老朽化 ⇒遊具利用時の事故、転倒事故等の危険	・日常のこまめな保守点検・修繕 ・専門業者による遊具定期点検

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制を確立するとともに、関係機関や地域等と連携した体制強化、情報共有や巡視の徹底等により事故の未然防止を図ります。

- **事故不祥事防止会議**：協会本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施しています（原則月1回）。
- **定例主任会議・毎朝の作業前ミーティング等**：月1回、園長・副園長・公園管理主任・作業主任による会議を開催し、各月の作業計画、や作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上に努めています。



公園の月例会議

イ 具体的な事故防止の取組

（ア）施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います。

- **全園一斉施設点検パトロール**：公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い（年1回）、その結果を公園職員と共有し、改善策を共に考え、実行します。

施設名	施設ごとの安全確保のポイント
遊具 ・アスレチック広場 ・ピクニック広場	・遊具は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月国土交通省）及び遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）（2024年4月社団法人日本公園施設業協会）に基づき、毎日の巡視に合わせた点検と月1回の触診や打診等を行う日常点検に加え、専門の業者による定期点検を実施。遊具点検履歴書を作成し更新 ・異常時は利用を中止し、専門業者に精密点検や修理を依頼 ・安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取り入れた解説板を設置 ・不具合や遊具の基準不適合で「使用不可」の判定となった際には、ただちに遊具を使用中止にするとともに県厚木土木事務所に報告
園路・階段	・園路広場の不陸、陥没、段差の有無、木柵、ベンチ、デッキの腐食等点検、重点的に点検 ・等を中心に点検 ・スリップ事故防止のため、落ち葉清掃、強風や大雨後の清掃、降雪後の除雪を速やかに実施
沢のさんぽ道	・地形的に周囲から見えにくいこと、人通りが少ないことから、防犯等安全対策のため重点的なパトロールを実施 ・園路については、木製の手すりや階段の腐食等を目視、触診、打診等で確認
展望台	・手すり、デッキの安全点検を実施。目視、触診、打診等で確認

（イ）日常作業の安全確保

●来園者に対する安全確保

作業時間の配慮	・
作業エリアの確保	・ 明るい時間帯での作業エリア安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置
来園者への周知	・ 作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知
農業使用の軽減と適正使用	・ 農業の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施
データベース化	・ 類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有



ロータリー式
刈払機

●作業員の安全確保

作業前：道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認（明るく見通しがきくか）
- ・熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や、暑さ指数（WBGT）を加味した作業計画の作成（作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む）、水分補給、空調作業服導入の促進

作業中：確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・労働安全衛生法に基づく適切な保護具（保護メガネ、安全靴、プロテクター）の着用
- ・作業内容に応じた監視役の配置や適切な休憩
- ・スズメバチ対策（トラップ設置、ボイゾンリムーバー、駆除スプレーの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等）の実施

作業後：ふりかえり、次回への反映

- ・ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

●ルール of 徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回協会本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

ウ 防犯対策

（ア）園内での具体的な防犯対策

- ・日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図ります。
- ・トイレの防犯対策として、人感センサー照明の設置を行います。
- ・ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為などを早期発見・早期処理し、犯罪を呼び込まない雰囲気づくりをします。
- ・事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に侵入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保します。
- ・万一事件事故が発生した場合に正確かつ迅速に情報を確認できるよう、園内にサインポストを設置し、位置情報と緊急連絡先を表示します。

（イ）地域と一体となった防犯対策

●公園の活性化による防犯

- ・来園者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、地域の方々にボランティア等で公園の管理運営に参加していただくなど、地域の皆さまに見守ってもらえる公園とすることで、犯罪防止を図ります。

●地域の関係機関（市町村、自治会、警察、消防、学校等）との連携

- ・日ごろから、犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。
- ・厚木警察署との連携を強化し、警察署により月1回の巡視を行ってもらいます。

子ども110番の家

子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども110番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

エ 防火対策

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物施設が改変された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・山林火災防止のため、たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底・強化
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受けるほか、消防署の指導のもと消防訓練を実施
- ・不審者情報があつた場合は必要に応じて巡視強化、警察への巡視要請



厚木消防署による救命救急法、消火訓練の実施



毎年1回、厚木消防署の指導により園内における救急救命法、消防訓練を実施しています。この訓練には全スタッフが参加し、消火訓練などを行います。

オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備します。

カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJTから外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。

(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

ア 樹林地の過密化・巨木化対応

本公園は開園から30年以上が経過し、樹木の過密化、巨木化が進んでおり、近年、枯損木や危険木や大量の落ち葉、ナラ枯れ等の課題が顕在化しています。これまで長年に

わたり本公園の管理に携わってきた経験を活かし、特に危険性の高いエリアや場面を見極め、危険因子の早期発見・対処に努める他、必要に応じて  の診断を行います。

また、樹木の過密化・巨木化を根本的に改善するため、将来を見据えた計画的な森林更新の試行にも取り組みます。

● 日常の点検と対応

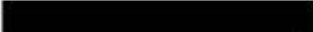
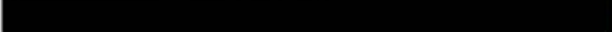
- ・ 枯損木や倒木の発生の可能性が高いエリアは重点的なパトロールを実施
- ・ 接触事故防止のため、園路沿いにはみだした枝を重点的に刈り込み
- ・ 危険斜面の整備、民地との境界部の危険樹木の早期発見、早期報告

● 集中的な点検と対応

- ・ 強風や大雨、台風の前には点検・巡視を実施し、倒木等を早急に処理
- ・ 園内ナラ枯れ被害状況の把握・報告、拡大防止策の実施

イ その他、樹林地における事故・災害対策

丹沢山塊の東端部にあたる丘陵地に立地する当公園では、スズメバチ等の一般的な危険生物対策の他、シカやイノシシ、ヤマビル等、本公園特有の野生生物対策が求められます。利用者や関係者と協力し、事故・災害の未然防止に努めます。

- ・ 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、駆除
- ・ ヤマビル対策として、 により園内の  に努める
- ・  を園内 10 箇所に設置し、利用者自身の対策を援助
- ・ 県や市の実施するシカ、イノシシ、サルの捕獲や追い払い事業に協力し、人への被害の未然防止に努める

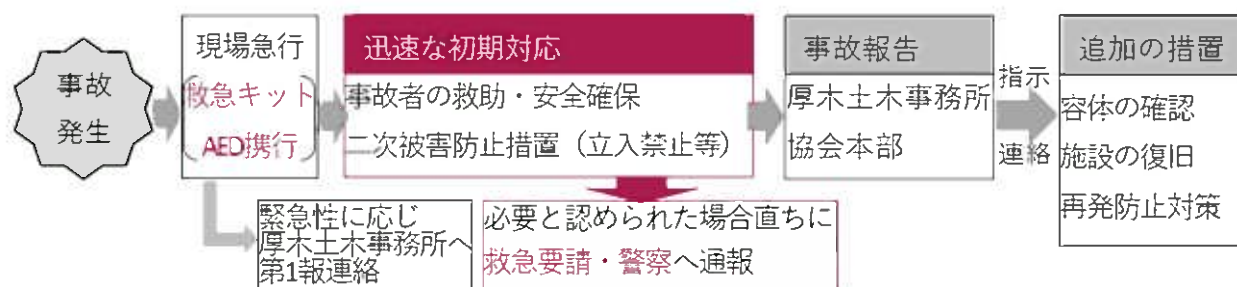
（３）事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。

準備段階	事案対応段階	回復段階
職員の対応能力確保（資格取得・研修）	迅速な初期対応	容体確認、施設復旧
関係機関との連絡体制構築	二次被害防止措置	事例の共有（会議、事例集）
対応訓練の実施	関係機関へ連絡・報告	再発防止対策検討・実施

ア 事故発生時の具体的対応（利用者の安全確保）

- ・ 事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて、救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・ 二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・ 応急措置後、速やかに土木事務所及び協会本部に報告し、対応について協議
- ・ 夜間等職員不在時は、機械警備の委託先警備会社と連携して、緊急連絡網により情報伝達を行い、状況に応じて緊急参集



イ 事故後の対応（情報連絡・事後対応）

- ・事故・不祥事等が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告
- ・各公園に「再発防止会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行い協会本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故不祥事防止会議に加え、協会本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案への対応

犯罪予告、不審物や不審者等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、内容に応じ関係機関とも連携し、夜間等職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

犯罪予告	・速やかに厚木土木事務所に報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、厚木土木事務所と調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、当協会の顧問弁護士や警察へ相談
不審物や不審者情報	・速やかに厚木土木事務所へ報告後、巡回の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談し警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

エ 外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

●安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障がい者、内部障がい者、妊婦等	■ バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ■ 貸出用車いすの提供 ■ 避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害	■ 筆談、コミュニケーションボードの活用
	高齢者、子ども、外国人	■ 注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ■ 自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	■ 落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

●多言語や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛けるSNSや現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。また、も活用します。

元の日本語	やさしい日本語
こちらにおかけください	ここに 座って ください
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください
倒木による危険個所があり立入禁止	木が倒れています。危ないので入ることは できません。



“救護所”を伝える「やさしい日本語」と多言語表示の例



車椅子牽引補助装置

●避難の補助、救護スペースの確保等

- ・車椅子に加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行が困難な利用者の避難を助けます。
- ・管理事務所の会議室を救護スペースとして確保し、簡易ベッド等を常備します。

オ 不祥事案（個人情報の流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等）を認知した際の対応

●①不祥事防止策の徹底→②発生時の迅速かつ誠実な対応→③再発防止策

- ① 組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令や当協会の「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」など各種規程やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
- ② 不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
- ③ その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

計画書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

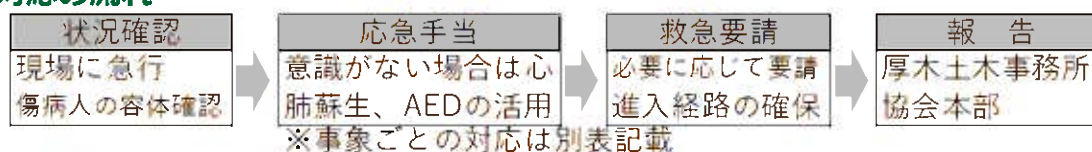
(1) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

●対応の流れ



●主な傷病人対応の具体例

傷病の事象	対 応
園内での転倒	打撲・擦傷等症状の確認と応急処置
ヤマビル、蜂刺され	症状の確認と応急処置、病院の紹介
熱中症	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日影への誘導・搬送
園路での急病人	急病人の状況確認、救急車の要請、進入路の確保
施設異常を伴う場合	異常個所の確認と立入禁止措置等

●近隣医療機関の情報把握と提供

公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア)

職員は

しています。

※

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年1回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。



幼児安全法支援員の資格取得



園長、副園長等が、こどもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病のしかたについて学びます（幼児安全法支援員の資格取得）。

(ウ) 〃と連携した救助訓練の実施

県内では、低山地においても滑落等による事故が発生しており、救助の際には警察署や消防署との連携が不可欠となることから、公園内において〃と連携した救助訓練を実施します。訓練の際には職員はロープワーク等について隊員から指導を受け、技術の向上を図ります。



救助訓練の様子

(エ) AED の確実な配備

公園管理事務所、森のアトリエに各1台ずつAEDを設置します。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針**ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組**

新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に見直されたことから、見直し後の県の対応に応じた感染防止の取組を実施します（感染防止対策取組書の管理事務所等への掲示等）

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の防止に努めます。

また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

【想定する感染症等】

ノロウイルス 売店、イベント時の 食品出店	- 調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後やトイレ等時の手洗いの徹底、調理場所や器具の消毒（次亜塩素酸ナトリウム、熱湯等による） - 嘔吐等処理の備えとして、処理セット（手袋、ビニール、消毒液等）を常備
蚊媒介感染症（ジカ熱、デング熱）	- 不要な水たまりをなくす（バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去） - 注意看板の設置（蚊への対策について注意喚起） - 虫よけスプレーの貸し出し（管理事務所で貸出用のスプレーを常備）
鳥インフルエンザ	- 通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、行政センターに報告 - 県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、行政センターに報告
豚熱（CSF）	園内の果実、野菜くずの管理や生ごみ等を速やかに清掃、園路脇の藪の刈込等、イノシシと人の接触防止に努める

計画書 10 「災害への対応（事前、発生時）」

（１）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

異常気象に対しては、公園利用者や関係者（公園内事業者やボランティア活動者等）、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や厚木市の地域防災計画とともに、当協会が作成した [] に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

[] 日頃から災害への備えを整えています。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

●的確な情報収集

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」やあつぎメールマガジン「防災行政無線情報」等を活用しリアルタイムな情報収集を行います。

●タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）

●体制の整備

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。また、翌日早朝にパトロールを行い、速やかに厚木土木事務所に報告。
- ・早朝等勤務時間外に発令された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮し

ながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集し、翌開庁日の 8 時 30 分までに公園の被害及び応急対策の状況を県厚木土木事務所に報告。

令和元年に発生した台風 15 号・19 号においては、による被害が全国的な課題となりましたが、当公園においては、対策に加え、必要な対策を講じ業務継続性を担保します。

【】
・イベント等で使用するとしても活用。台風シーズン前には、します。

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

- 情報収集**：アと同様。
- 利用者への注意喚起等**：大雨や雷注意報が発令された場合には、園内放送による注意喚起、屋内退避等と呼びかけ。

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

- 情報収集**：環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁 HP や自治体メールマガジン等で確認アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数（WBGT）を確認し職員で共有
- 事前準備**：事前に危険性を確認した場合は水を多めに準備熱中症応急セットを配備
- 利用者への注意喚起等**：園内放送により休息や水分補給の呼びかけや巡視により利用者の体調確認を促す

◆**熱中症応急セット**
保冷剤、タオル、スポーツドリンク（経口補水液）、うちわ等
※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

◆**空調作業服**
職員の熱中症対策としてファンのついた空調作業服の導入を促進します。



WBGT	熱中症予防運動指数	公園での対応
33℃以上 熱中症警戒アラート発表		園内放送や巡視により水分補給や木陰・屋内での休息と呼び掛ける
31℃以上危険	運動は原則中止	
28～31℃厳重警戒	激しい運動は中止	巡視により公園利用者の様子を確認
25～28℃警戒	積極的に休憩	
21～25℃注意	積極的に水分補給	

エ その他気象災害への対応

●土砂災害警戒情報への対応

土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された場合、利用者へ斜面地等へ近寄らないよう呼びかけるだけでなく、職員にも同様の周知を行います。解除後には、斜面地のクラック、漏水の有無等パトロールを実施します。

●その他の異常気象等への対応

竜巻注意情報が発表された時、県から光化学スモッグ注意報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行います。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 厚木市で震度 4 発生時

- ・危険箇所等は立入禁止措置を行い、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す。
- ・負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車を手配する。
- ・周辺住民等の避難がある場合は、森の民話館、森のアトリエなどで受入れ、厚木市危機管理課と連携して避難所への誘導や緊急物資の配布などを実施する。

(1) 管理事務所 営業時間内

- ・[]以内にパトロール班を編成する。
- ・パトロールを実施し、結果を随時県厚木土木事務所（以下、土木事務所）と協会本部へ報告する。（※利用者の安全確認、設備機能点検を含む）

(2) 管理事務所 営業時間外

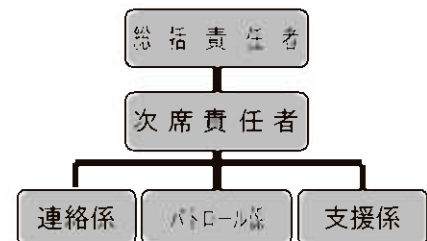
- ・情報収集を行い、被害が予想される場合は現地確認し、状況を土木事務所と協会本部へ報告する。
- ・被害発生が予測されない場合は、翌朝パトロールを行い午前 8 時 30 分までに状況を土木事務所と協会本部へ報告する。

イ 厚木市で震度 5 弱以上もしくは県内で震度 5 強以上、大規模災害発生の場合

- ・[]
- ・県内震度 6 弱以上の場合、第 2 次体制として配備人数を増やすとともに、[]対応する。
- ・危険箇所等は立入禁止措置を行い、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す。

(1) 管理事務所 営業時間内

- ・原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応する。
- ・30 分を目途に初動体制を土木事務所に報告する。
- ・パトロールを実施し、結果を随時土木事務所と協会本部へ報告する。



(2) 管理事務所 営業時間外

- ・園長は本公園に参集し、[]
- ・緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、職員は[]

係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	施設の点検、救援活動、物資の管理など

- ・参集後、直ちに初動体制を整え土木事務所と協会本部へ報告する。
- ・主要施設位置図に示された箇所のパトロールを行い、発災から 3 時間を目途に状況を土木事務所と協会本部へ報告する。（第一報）
- ・翌日午前 8 時 30 分までに、早朝パトロールの状況を土木事務所と協会本部へ報告する（第二報）

ウ パトロールの留意事項

- ・パトロールを実施する場合は、パトロール行う職員の安全を第一とする。
- ・パトロールについては、夜間であっても人が立ち入りそうな場所についてまず行い、認識できた範囲内の状況報告を行う。
- ・土木事務所へ報告する際は、次回の報告予定時刻・内容について相互に確認しておく。
- ・目途としている時間までに、途中であっても状況を土木事務所と協会本部へ報告する。
- ・被害が確認された場合は、夜間であっても土木事務所と協会本部へ報告する。
- ・報告方法は、迅速性や手間の軽減を考慮して、原則 LOGO チャットで行うこととする。



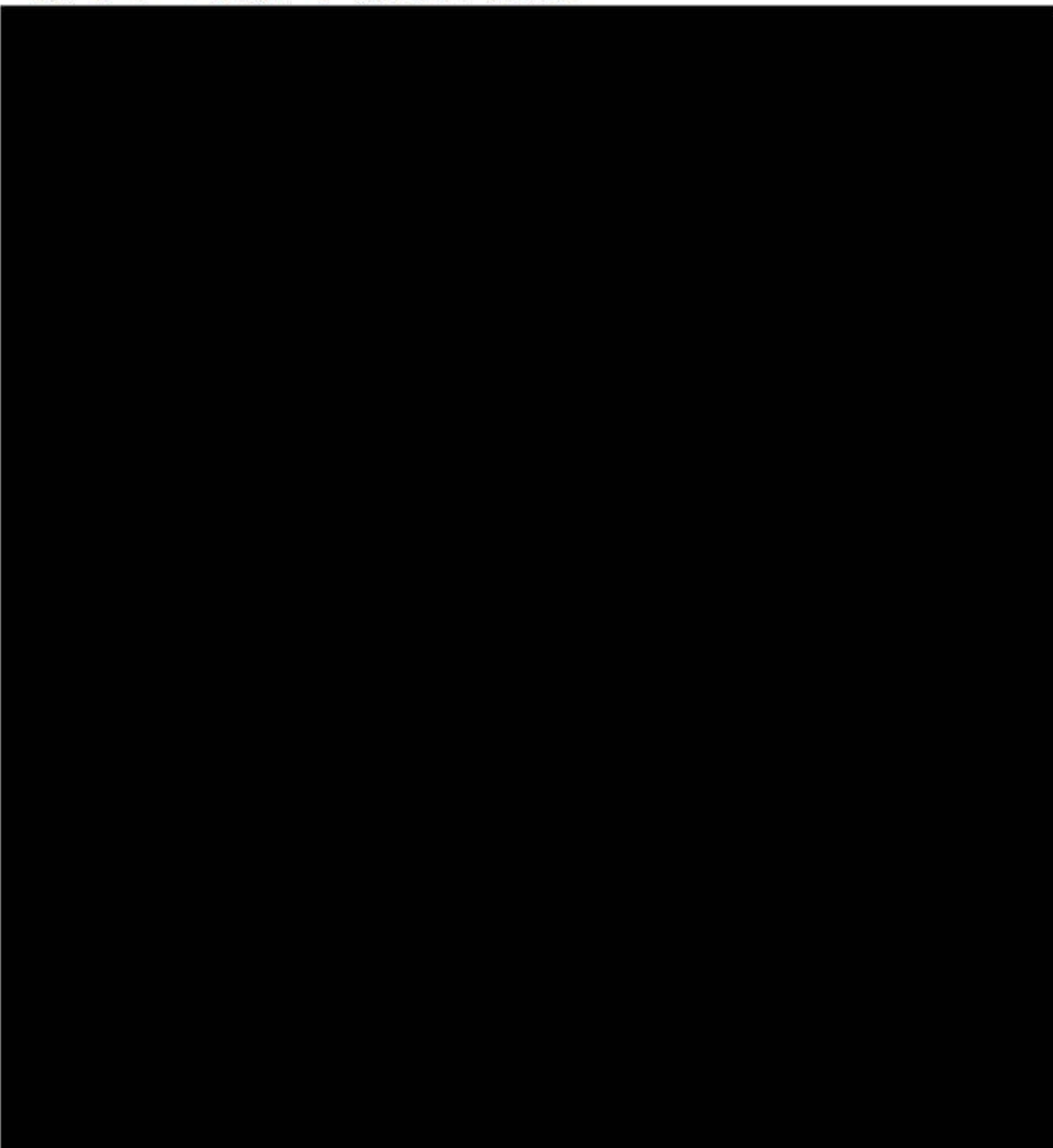
ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「七沢森林公園の震災時対応の考え方」及び当協会の[REDACTED]のタイムライン（防災行動計画）に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

本公園は、厚木市の広域避難場所には指定されていませんが、東日本大震災や熊本地震等では、公園を避難所や仮設庁舎、仮設住宅、資材置き場等として活用された事例があり、こうした事例を踏まえ柔軟な対応をとります。

●タイムライン（防災行動計画）

★印は、県が示す「災害時対応の考え方」に即した対応を実施



●タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後まで (管理事務所体制確立)	・急を要する連絡調整に当たっては、 [redacted] 確 実性を向上	
初動時 発災から3時間後まで (園内パトロール、避難誘導)	・人命優先・被害拡大防止を第一に、 [redacted] 迅速な園内の状況把握 ・感染症対策を講じた滞留者の受入れ	
緊急時 発災から3日間 (応急対策業務)	・トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応	
復旧・復興時 発災から4日以降	・避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、厚木市等と連携した柔軟な対応 ・復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し施設の清掃管理を徹底	

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方(地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等)

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

- 災害情報の受発信**：地震警報機能付きラジオやテレビに加え、新たにスマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話へのあつぎメールマガジン防災行政無線情報等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。
- 災害対策マップの活用と更新**：災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

●想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
管理事務所(森の民話館トイレ、発動発電機)、森の民話館、森のアトリエ	情報センター、救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援	・建築物定期保守点検、蓄電池の点検、発電機燃料の確保、緊急連絡手段([redacted]、衛星電話)の点検、担架や救急医薬品の備蓄・点検
芝生広場、イベント広場	応援・復旧・復興活動の支援	・緊急車両の進入路の支障物の撤去、園路の維持管理
中央口駐車場、第2駐車場、第3駐車場、北口駐車場	物資置き場、応援活動拠点	・舗装、危険物の撤去
園内トイレ	トイレ	・日常清掃等
園内放送、照明	情報伝達、照明	・日常点検

●施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・基本的に月1回、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回

●備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行います。
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所、倉庫に掲示し職員間で共有します。
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるようにします。

(ウ) 防災訓練・職員教育

- 防災訓練**：大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施

【シェイクアウトプラスワン】

「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」への事前登録を行い、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。

- ・ [] 緊急連絡網の再確認
- ・ 公園での避難経路の確認
- ・ []
- ・ []、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

●職員の意識向上の取組

- ・ [] や地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進を図ります。
- ・ 緊急時には震災対応に専念できるよう、[]
- ・ [] 職員への意識付けを行います。

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

- ・ 本公園は広域避難場所に指定されてはいませんが、土砂災害警戒区域に指定されている場所もあるため、大規模災害時には土砂災害が発生する可能性があります。
- ・ 危険が多いと思われる箇所が複数あり、大規模災害の際に二次災害の危険性があるなかですべての園地をパトロールし、スピーディーに危険を除去することは困難だという課題があります。さらに、さくらの園に関しては管理事務所と離れているため情報や視点が届きにくいというのも課題です。
- ・ また、遠方からの利用者も多いため、地震等の大規模災害が発生した場合、帰宅困難者等が発生することが予想されます。
- ・ 災害時には利用者の安全確保のため、利用者や地域住民の避難や救助に的確に対応していく必要があります。

(イ) 対応

- ・ 課題を受けて、大規模地震が起こる前に、日常の巡視、点検を重視するだけでなく、日頃から気象情報にも注意を払い必要に応じて事前の対策を行います。さくらの園に

関しては、森のアトリエと連携、連絡体制をとって対応します。

- ・また、一時避難場所ではありませんが、遠方の利用者やご近所の方が避難してきた際には適切に対応し、広域避難場所にスムーズに避難できるよう努めます。

(ウ) 地域との連携

- ・災害時の限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常から利用者や地域の自治会等と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。
- ・指定避難場所である森の里中学校や玉川小学校等、震災時における避難所への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に厚木市と調整し災害に備えるとともに、被害状況や避難経路について迅速に避難者へ提供するため、ハンドマイク等を整えます。

●共同での訓練、体験イベント

消防署と連携した救急救命訓練の実施	厚木市消防本部玉川分署の協力により、全職員を対象に年1回消防訓練、AEDを使用した心肺蘇生法の訓練を実施。
と連携した救助訓練（再掲）	と連携し、低山地における救助訓練を実施。
シェイクアウトへの参加	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加。
市町村防災教育への参加	公園が企画したものでなく、市が企画する訓練に参加し、地域防災に関する知識を養う。
情報伝達訓練への参加	県が主催する情報伝達訓練への参加。

(エ) 災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品（食料、水）	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所（防災拠点）に避難するまでの水と食料を備蓄しています。
災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備しています。
衛星電話、	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡取れるよう、衛星電話や等の通信機器を設置しています。
燃料等	日常の作業における発生材を活用し、薪や木炭等の燃料を備蓄します。
上履き、ヘルメット	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、上履きやヘルメットを用意します。

(オ) 災害発生時の協力等について

厚木土木事務所や厚木市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

●災害復旧への協力

- ・事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。
- ・災害発生後に、厚木市から要請があれば、緊急消防援助隊活動拠点設置に協力します。

●避難所（帰宅困難者滞留）となった場合の新型コロナウイルス感染症対策

計画書9（2）新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針に則り対応します。

ウ 災害発生時の対応及び業務継続計画（BCP）について

当協会では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書（BCP）を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、協会本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務

を含む法人としての事業継続を図ります。

●災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

を活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、が参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、体制を確実なものとしています。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容**ア 地域の人材、関係機関との連携**

本公園は、地域の活動団体との連携によって、環境整備や園内プログラムの充実に取り組んできました。地域の団体や人材との協力体制の強化に努め、施設への愛着や親近感を高め、地域の住民等の生きがいづくりやコミュニティ形成による地域振興に寄与します。

地域との「絆」と「ネットワーク」を大切にした魅力ある公園づくり

地元の方々の各種発表の場や活動の場としても活用されている「森のまつり」を始め、地域の観光や商業、産業団体と連携したイベントを充実させ、地域の活性化やコミュニティの形成に貢献します。

また、「厚木市都市公園に関する連絡協議会」の開催、「XXXXXXXXXX」や「厚木市健康づくり大学推進協議会」への参加により、より広域的な地域連携の強化に努めます。

地域との「絆」 …公園に隣接する地域との連携体制。これまで築き上げてきた「絆」をより強化し、地域の魅力向上を推進します。

地域との「ネットワーク」 …厚木、大山などの周辺地域との連携体制。新たな「ネットワーク」の構築により、地域全体の広域集客を推進します。

地域との連携による園内の安全管理の強化

警察署や消防署を始め、学校や地域の自治会との連絡を密にし、「地域の目」が行き届く、安全確保のための体制作りを進めます。

●厚木警察署

・月1回の巡視の実施

・

●厚木消防署

・AED点検、消火器訓練の実施

●厚木獣害対策わな設置協議会

・園内でのシカ・イノシシの管理捕獲について、時期や場所の情報共有

イ 地域企業との連携

近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園では今後、公園ホームページ上での呼びかけや地元商工会を通じ、積極的に企業へ働きかけるとともに、受け入れる体制作りを行っていきます。受け入れにあたっては、資材・機材の提供や技術指導を行うことにより、活発な活動を行えるようにサポートしていきます。

協働のテーマ	連携先	内 容
維持管理	厚木市内を中心とする県内企業	園路や沢のながれ等水辺の維持管理、清掃活動等

ウ 学校等教育機関との連携

近隣の学校や福祉施設等の校外活動に協力するとともに、生き物や自然の大切さを学ぶ場を提供します。

また、生物多様性や健康、地球環境などの視点から、公園内でのSDGsの普及と推進を図るため、大学と連携し様々な問題解決を図ります。

公園における活動を将来にわたり継続的に受入れることで、子どもたちの公園への愛着を醸成するとともに、学習・研究成果を管理運営に活用していきます。

令和5年度～6年度に日本大学生物資源科学部くらしの生物科学科住まいと環境研究室（名称R4年度現在）と連携し、公園利用者満足度及びニーズ調査を行った。今後、得られた結果を管理運営の改善や新たな取組につなげます。

【本公園における学校等教育機関との連携】

テーマ	連携先	内 容
維持管理		・花壇への花植え ・森の民話館の清掃等
学習活動の支援		・クラフト教室への職員の出前講座 ・職場体験受入
自然とのふれあい		・公園イベントを利用したESDプログラム作成 ・森林更新の試行



中学生の職場体験受入れ



を対象に、1日間の職場体験の受け入れを行います。

ブローカー清掃、落ち葉かき、トイレ清掃、パトロール、巡視等の体験を通し、公園管理の仕事を学んでもらいます。

また、公園で実施している陶芸体験、クラフト教室も体験してもらうことで、地元の中学生に公園の魅力を知り、広めてもらうきっかけを提供します。

植物管理の体験

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

本公園では下記の通り、様々な分野のボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、ボランティアとの協働の方針や活動支援内容を盛り込んだ「公園ボランティア活動要綱」を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。

また、ボランティアを対象とした研修会の開催や、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成につなげます。

協働のテーマ	連携先	内 容
地域の歴史文化の継承	〃	・森の民話館における「民話の語り」プログラムの実施
	〃	・森の民話館における国指定重要無形文化財人形芝居の公演
心と体の健康の促進（運動や癒し）	〃	・森林セラピー体験ウォークの開催
	〃	・ノルディックウォーキング体験の開催
	〃	・園内でのアルプホルン演奏会の開催
	〃	・森の民話会でのマンドリン演奏会の実施
	〃	・森の民話館での文化祭の演奏会
	〃	・マンドリンとの合同演奏会も開催
自然とのふれあい	〃	・自然観察会 ・動植物モニタリング調査
維持管理への協力	〃	・花植え、花壇づくり活動
	厚木市森林づくりボランティア協会	・園内の植栽管理活動等

(3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

ア 他の公園との連携

●厚木市都市公園に関する連絡協議会（再掲）

〃及び
本公園で厚木市都市公園に関する連絡協議会を組織し、各公園の情報交換をするほか、イベント時には相互広報を行います。

●〃（再掲）

〃や〃を含む、〃と連携体制を構築することで、情報交換や広報活動の連携、割引クーポン事業の連携等を行います。

●「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年約 600 点の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を本公園をはじめ他公園や病院等で開催しています。

●公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワークや県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で、情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

イ 周辺施設との交流・連携

丹沢の入り口に位置する本公園が、丹沢の自然に親しむきっかけとなるよう、県自然環境保全センターや丹沢地域の県自然公園ビジターセンターとの情報交換を行い、利用者への情報提供を進めます。

また、公園内に留まらず、公園外においても本公園の資料や資源を活用していく取り組みを継続します。

協働のテーマ	連携先	内 容
自然とのふれあい	県自然環境保全センター	・関東ふれあいの道の情報交換 ・自然情報資料の掲示
	秦野ビジターセンター、西丹沢ビジターセンター 他	・丹沢の展示資料の掲示
心と体の健康の促進 (運動や癒し)	七沢リハビリテーション病院	・フォトコンテスト写真の展示

(4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。

当協会は、業務委託を行う場合には、今後も地域中小企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、森林組合、シルバー人材センター等の地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

計画書 12「人的な能力、執行体制」

(1) 効果的・効率的に管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置の考え方

現地公園には、公園管理運営方針を理解し、土木事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

当協会本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGs や「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

現地公園（公園管理事務所）の業務分担	協会本部の業務分担
・県土木事務所との連絡調整（年度協定、定期業務報告、モニタリング受検、許認可申請等） ・維持管理、安全管理 ・緊急時、災害時等の現地対応 ・利用案内、苦情・要望等対応 ・利用促進事業や地域連携事業の企画・実施 ・地域メディア等への広報、HP、SNS 等での情報発信 ・駐車場運営 ・自主事業の運営 ・地元自治体、地域団体（商工、観光、福祉等）、関係団体との連携	・都市公園法、都市公園条例、指定管理者制度等に係る県（本庁）との対応窓口、基本協定 等 ・事業運営方針策定、諸規程整備 ・コンプライアンス、労働環境改善、事故不祥事防止、個人情報保護、情報公開、ハラスメント防止対策 ・職員採用、人材育成、研修の企画・実施 ・予算策定、予算執行、決算、監査 ・BCP、緊急時対応、緊急参集訓練の企画・実施 ・広域的な広報 ・事業企画（公益・収益）、他企業・団体との連携促進、交通・観光事業者との包括的な連携 ・情報セキュリティ対策

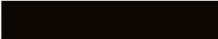
イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）

● 現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、行政での公物管理経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。



● 主要職員等の配置方針

管理運営業務に応じ（本公園の特性に応じ）以下のとおり  を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。

ウ 特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「森をまもり、人をささえ、地域とつながる公園づくり」の実現に取り組むため、
を配置します。また、必要に応じ、
指導を行います。

エ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

●連絡体制

本公園において、県、県厚木土木事務所、当協会本部等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24 時間 365 日対応可能な連絡体制を整備しています。

●情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web 会議等を活用します。特に県厚木土木事務所や警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えています。

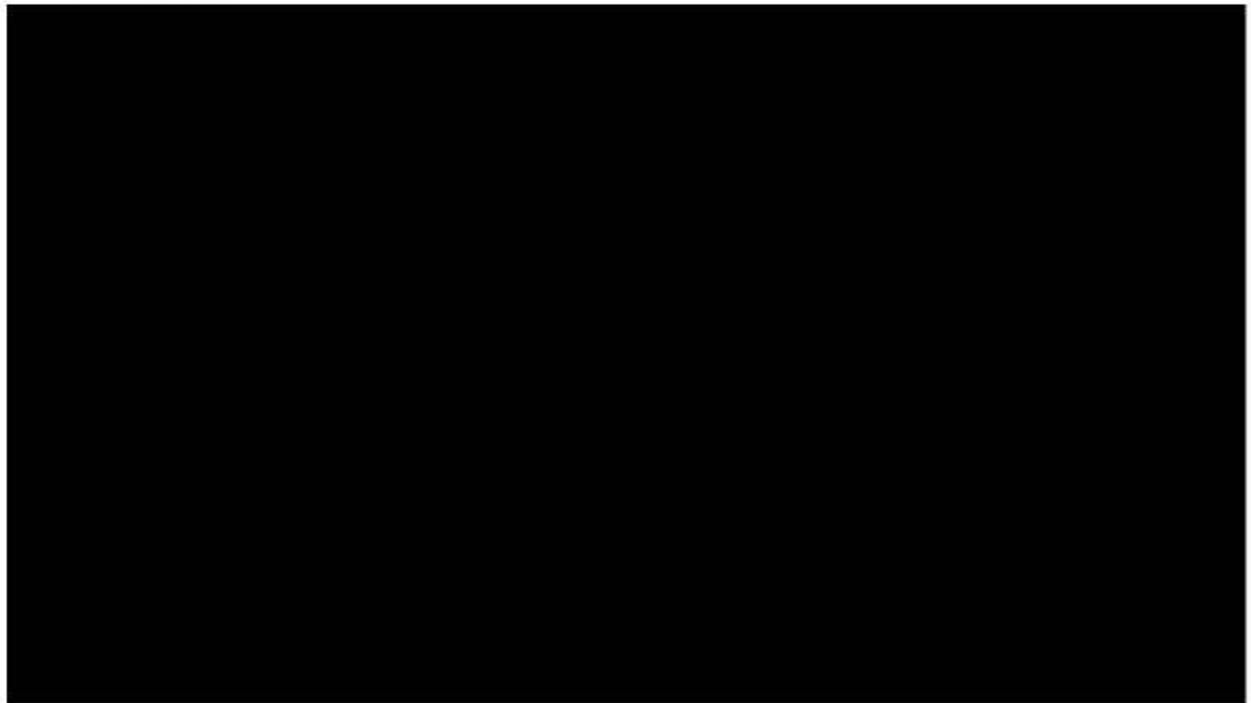
（県、県厚木土木事務所）

- ・確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務めている
- ・月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる

- ・制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整を行っている
(警察署、消防署)
- ・通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施している
- ・防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にしている
(地域団体等：自治会、観光協会、ボランティア、学校、企業等)
- ・イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行っている
- ・広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信
(指定管理者内での取組)
- ・現地と本部の確実な連絡体制による情報共有(事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知)
- ・原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換
- ・現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達や連絡ノートを活用した情報共有

<別表> 現地の職員配置計画

●現地の組織図



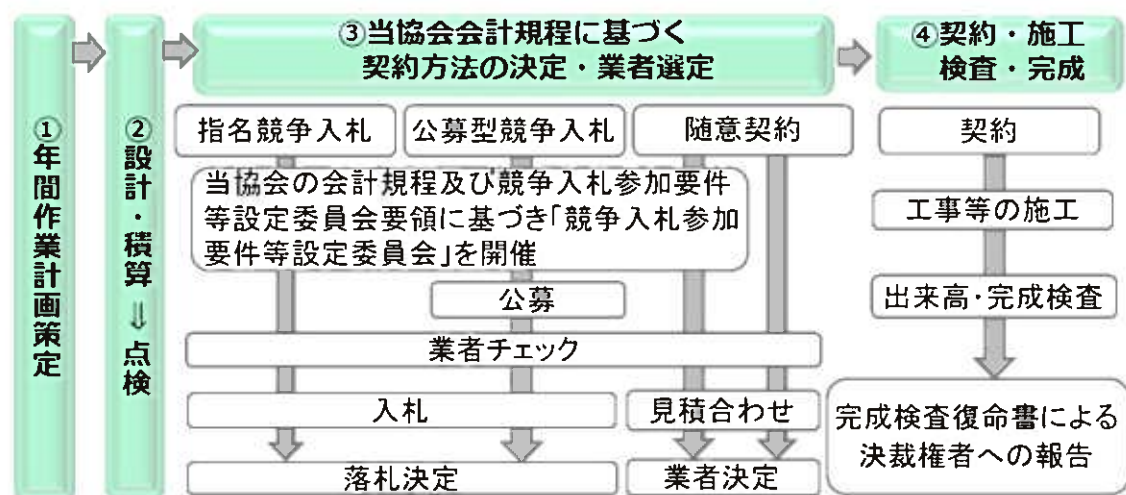
(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

ア 委託業務の管理の考え方

委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、当協会文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理 ・施設管理 ・清掃管理	・枝下し、枯損木処理 ・設備、遊具の点検等 ・廃棄物処理、搬出	・周知看板等利用者への安全確保 ・適切な手法、点検漏れ防止 ・マニフェストによる確実な処理	・巡視、作業日報等 ・業務報告書、現地確認 ・作業日報、書類確認

※本公園の委託業務の考え方、内容等については、計画書2及び様式4（委託予定業務一覧表）に記載しています。

(3) 安定して管理業務を行うための日々の OJT や研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

当協会では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

当協会では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

●職員ごとの育成テーマの設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進力の向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理ノウハウ

●研修等による育成

OJT (職場指導)	- 豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 - 他公園等の先進的な植物管理ノウハウを共有し知識・技術の向上 - 新規採用者への適切な職場指導 - 毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	(主に当協会職員による研修) - 接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 (主に外部講師等による研修) 
SD (自己啓発)	資格取得の費用補助 - 社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 - 異業種、他組織との交流の場への積極的参加(見本市、展示会への参画、出展)等



エコプロへの出展

●職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

当協会では、職員の「やる気(向上心)」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- ・現地責任者は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・県厚木土木事務所・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
 - ・公園管理主任等の現地スタッフは、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
 - ・パートタイム職員は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用
- ※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

当協会は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を行っています。

(ア) 労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

●時間外労働の上限規制（45 時間／月、360 時間／年）の徹底

- ・適切な業務分担及び業務の効率化の推進
- ・週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- ・36協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表

●年次有給休暇の確実な取得

- ・年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化（10日以上付与職員対象）
- ・本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
- ・一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表

●労働の状況時間把握

- ・総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
- ・本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対する当協会の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
- ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
- ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性」確保

※心理的安全性 職場の上下関係や発言による（世）影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたこと

を気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進

●取組体制等

- ・県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加
- ・「マイME-BYOカルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員（協会けんぽ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

●職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- ・感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助等）
- ・熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底



夏季のスポーツ
ドリンクの配布

●メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施（年1回）及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

(オ) 男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

(カ) 高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ、職員に周知しています。

(キ) 労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）

(ク) 労働条件審査

- ・公共サービス質向上のため社会保険労務士による「労働条件審査」受審

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)

ア 基本的な考え方

当協会は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等）を整備しています。

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

●法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

●施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

本公園で実施する点検			
自家用電気工作物点検	浄化槽点検	消防設備点検	受水槽点検

●労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

エ 指定管理業務を行う上で必要な取組

- 労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）
 - ・審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
 - 労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）
 - 法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・就業時刻の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済みです。
- 反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）
 - ・当協会の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
 - ・委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除
- 守秘義務
 - ・指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
 - ・業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底
- 文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開
 - ・取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
 - ・県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
 - ・各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表
- 管理口座・区分経理
 - ・管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理
- 保険の付保
 - ・施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円（適用回数は無制限））及びイベント保険等に加入

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的取組 4つの環境目標

低炭素社会への貢献 再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用 環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、アイドリングストップ呼びかけ	生物多様性保全 生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮） 希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持 外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動
循環型社会への貢献 ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進	普及啓発の促進 環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ 市民団体との連携：活動の場提供と活動支援 職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA

イ 環境目標達成におけるポイント

●グリーン購入の推進

- ・「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、当協会が定めた「神奈川県公園協会グ

ーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。

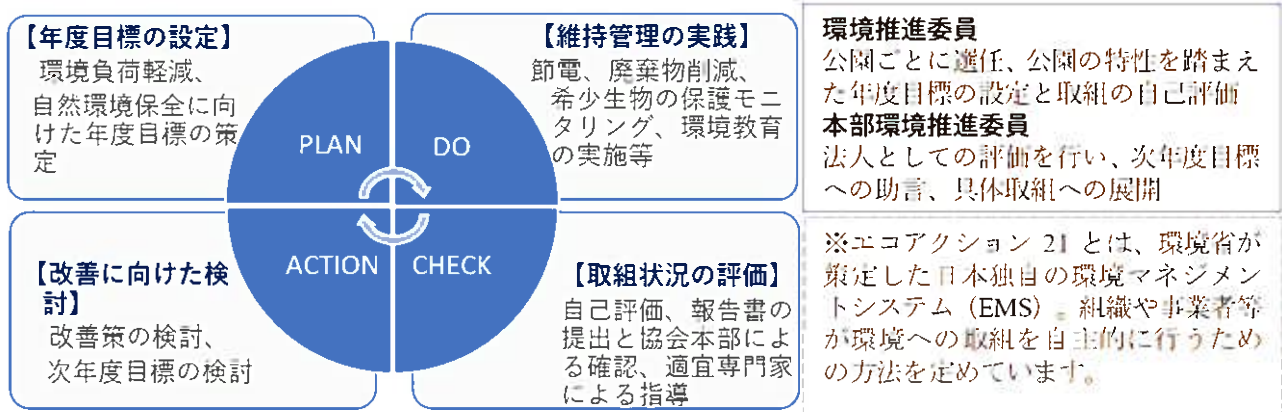
- ・具体的な購入品：トイレトペーパー・コピー用紙・文具等

●再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション 21[※]」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



エ 本公園での具体的な取組

●環境負荷軽減の取組

- ・資源循環型維持管理：園内発生材の木材利用
発生材や落葉を炭、木酢液、堆肥として資源活用
- ・省電力化の取組：管理事務所に緑のカーテンを設置し、夏場の省電力化を推進

●自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

- ・自然環境保全：と連携した動植物モニタリング調査、希少種を残す植物管理
- ・有害生物等対策：ヤマビル対策、シカ・イノシシ等野生動物に関する捕獲管理への協力
- ・普及啓発：自然観察会の実施、SNSやホームページを活用した自然情報の発信

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

イ 障害者雇用促進の考え方と実績

●障がい者への就労機会提供の取組

当協会は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- ・指定管理業務における植物管理の一部を [] に委託
- ・障がい者雇用に繋げるため [] を受け入れ
- ・障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供
- ・当協会は、障害者雇用率3%以上等の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

●障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

当協会は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績を当協会のホームページで公表しています。

また、当協会は長年 [] に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

【近年の発注状況】

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
令和2年度	9,000,000 円	8,222,302 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和3年度	8,500,000 円	9,311,033 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和4年度	9,500,000 円	9,411,813 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和5年度	9,500,000 円	10,206,006 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等

当協会の指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 10,000 千円／年

本公園においても、園内に植栽する花苗において、障害者就労施設等への積極的な業務発注に取り組めます。

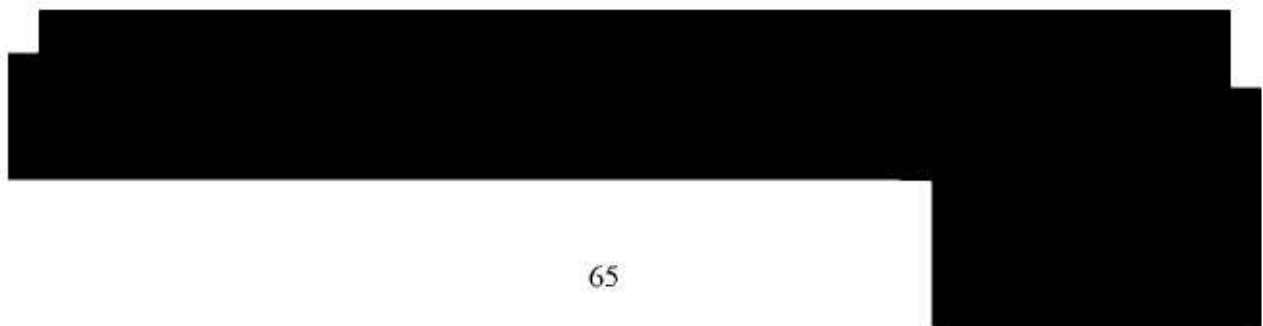
(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修



ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮)	意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)
・公園管理事務所での車いすの貸出 ・車いす利用者の目線を意識した展示作成 ・触ったり香りを嗅いだりできる展示作成 ・起伏のある公園での送迎等のサービスや車両の乗り入れ対応	・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムの設置 ・神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ・パンフレット等の読み上げ可能な電子データによる提供 ・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 ・職員による窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ・ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進） ・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

当協会では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベント（ユニバーサルカヌー体験、ユニバーサルデー、ボッチャ体験等）の開催実績があります。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

●普及体制

当協会本部に、

職員の指導を行います。

●職員への教育、研修

- ・
- ・
- ・



●利用環境の向上

- ・ 職員による窓口案内
- ・ コミュニケーションツール（コミュニケーションボード、タブレット端末）設置(再掲)
- ・ 電話以外の問い合わせツール（ホームページ、メール、SNS、FAX）の用意
- ・ 必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置

（６）社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標９（イノベーション）、１１（都市）、１５（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績

●考え方

当協会では、CSR を「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指す SDGs の理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っており、引き続き、本公園の管理運営において、社会貢献活動等、CSR に取り組みます。

●取組実績

公園管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
・ 地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・ 公園緑地に関する大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・ 企業の CSR 活動の支援 ・ フォトコンテスト等による県立公園全体の PR、自然環境の保全等の普及啓発 ・ グリーンアーカイブスでの公園緑地関係資料の保存・整理・閲覧 ・ 公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催	・ 自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施（福祉施設が生産した花苗を調達し配布） ・ 県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・ 〃で「親子で学ぶ SDG s 入門」出張講座を開催 ・ 学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発を実施 ・ 〃に参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・ 地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・ 遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・ 東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進(〃を通じた寄附)



「公民連携のあり方」講演会の開催



県庁でのハンギングバスケットの展示

イ SDGs（持続可能な開発目標 目標９（イノベーション）、１１（都市）、１５（陸上資源））への取組

当協会では、2017 年 12 月のエコプロ2017への出展を契機に、いち早く公園の管理運営と SDG s の親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

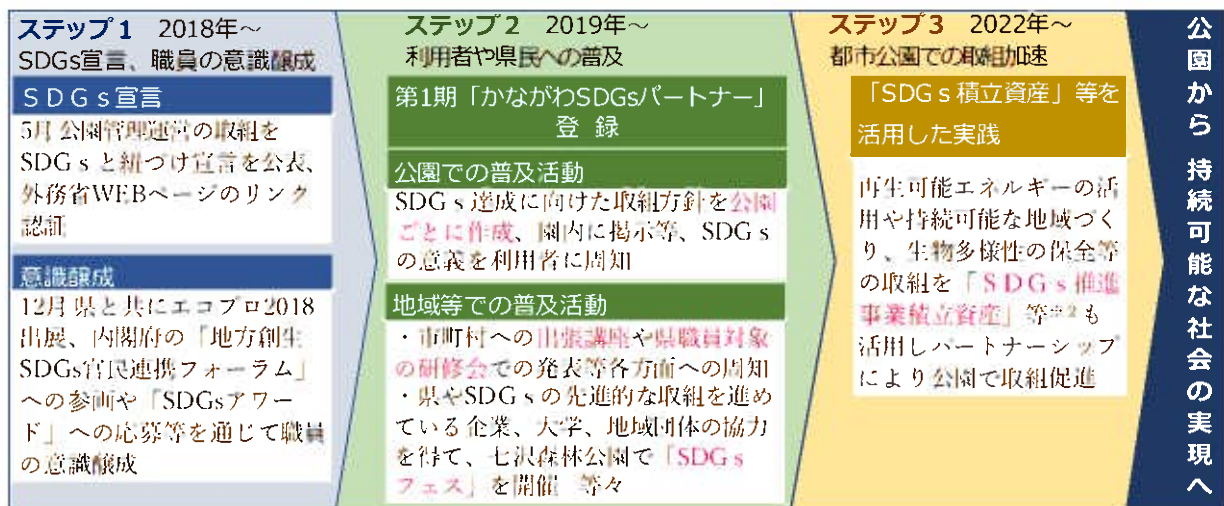


当協会の SDGs 推進モデル「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む。



外務省 HP リンクを承認されたジャパンロゴマーク

※1 東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



※2 当協会が公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産は事業運用に、SDGs推進資金取得積立資産は機器類の購入に充当

●本公園での主な取組

	災害時の公園のポテンシャルの向上：大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減 再生可能エネルギーの積極的な活用：再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用
 	誰もが安全安心に楽しめる公園管理：障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組 防災機能の確保：食料や水などの防災備蓄品を充実、日ごろから防災設備の点検、整備を徹底
   	生物多様性に配慮した維持管理：希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全 環境教育の推進：観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化 資源循環型の維持管理：発生材の木材利用、炭、木酢液、堆肥の生産・活用
 	森林を活かした健康プログラムの提供：森林セラピー、ツリークライミング、太極拳教室等イベントの実施
 	地域連携の強化：自治会や観光協会、福祉施設等の地域団体との連携による祭の開催、イベントやバーベキュー場での地元食品の提供 地域の情報発信による活性化：厚木市や地域の関係機関と連携した広域的な広報の実施、SNS ツールを用いた情報発信

計画書 14「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

ア 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無

無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・当協会の「[redacted]」に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、当協会の「[redacted]」に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- ・当協会の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

当協会では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）

1. 法令・規範の遵守
 - ・個人情報の保護に関する法律及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。
2. 個人情報の適正な管理及び研修
 - ・職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。
 - ・すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。
3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得
 - ・個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。
4. 個人情報の安全管理
 - ・取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要なかつ適正な措置を講ずる。
5. 個人情報の第三者への提供
 - ・取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本

人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。

6. 個人データの開示及び消去等

- ・保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。

7. 相談窓口の設置

●個人情報保護のための組織体制

当協会では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

【当協会における個人情報保護に関する組織体制】

理事長 — 事務局長（個人情報管理者：個人情報の規定の整備、研修の実施、

└ 個人データの取扱状況の点検・監査）

└ 個人情報取扱責任者（園長を公園における取扱責任者として指定）

└ 個人情報取扱従事者（公園職員のうち個人情報を取り扱う者を指定）

※個人情報の取扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

●個人情報保護のための諸規程の整備

当協会では、個人情報の保護に関する法律及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

個人情報に関する規程

- ・個人情報保護方針
- ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
- ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱
- ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

なお、当協会ホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制

ウ 個人情報の取扱いの状況

● 厳格な取扱いの徹底

- ・ 個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。
- ・ 個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- ・ 不要となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・ イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・ 特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

● 個人情報の漏えいが発生した場合の対応

- ・ 公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。
- ・ また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

● 電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・ 不用パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- ・ 廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・ 県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備
- ・ 第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

● ソーシャルメディア利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取組を進めています。

- ・ 当協会「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取り扱い
- ・ 当協会がソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・ 投稿者（当協会以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

● 情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、当協会の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。